

平成29年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 平成29年12月19日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 平成29年12月19日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	迎雄一朗君	総 務 課 長	川内野勉君	企画財政課長	今道晋次君
住民福祉課長	藤永大治君	税 務 課 長	松本孝雄君	保険環境課長	川崎順二君
会 計 管 理 者	内田明文君	建 設 課 長	山本勝憲君	水 道 課 長	橋川貴月君
産業経済課長 兼農業委員会事務局長	大平弘明君	教 育 次 長	水本淳一君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中村義治君	議会事務局長補佐	松本典子君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 長崎県町村議会議長会 議長行政調査
- (2) 西九州自動車道建設促進期成会 要望活動
- (3) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動

- (4) 西九州北部地域市町議会協議会 第6回会議
- (5) 長崎県町村議会議長会 県選出国會議員への陳情
- (6) 第61回 町村議会議長全国大会
- (7) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動
- (8) 長崎県町村議会議長会 知事への陳情

2 議員派遣結果

- (1) 長崎県町村議会議長会 議会広報研修会
- (2) 全国町村議会議長会 平成29年度 町村議会広報研修会
- (3) 全国市町村国際文化研修所 平成29年度 町村議会議員特別セミナー
- (4) 総務厚生委員会 先進地視察研修
- (5) 西九州自動車道建設促進協議会 九州地方整備局及び長崎県への要望活動
- (6) 長崎県町村議会議長会 議長・副議長及び事務局長研修会
- (7) 西九州自動車道建設促進協議会 中央要望活動

日程第4 町長報告

- (1) 平成29年度 全国町村長大会報告
- (2) 長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動について

日程第5 委員会報告

1 議会運営委員会報告

- (1) 所管事務調査
①議会の運営に関する事項について

2 総務厚生委員会報告

- (1) 所管事務調査
①条例等について
②し尿・ごみ処理について
③国保制度について
④未利用町有地活用について

3 産業建設文教委員会報告

- (1) 所管事務調査
①上下水道事業について
②学校・幼稚園・社会教育及び整備について
③事業の進捗状況調査について

日程第6 一般質問

- (1) 7番 平田 康範 議員
- (2) 8番 須藤 敏規 議員
- (3) 1番 永安 文男 議員
- (4) 3番 永田 勝美 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年12月第4回佐々町議会定例会を開会します。

開会に当たり、町長より挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、平成29年12月の佐々町議会定例会第4回の開催に当たりまして、皆さん方に一言御挨拶を申し上げます。

本日19日から3日間ということで議会をお願いいたしましたところ、皆さん方、大変お忙しい中に御臨席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回は14件の議案を今上程しているわけでございます。どうぞ皆さん方に御理解をいただきまして、全議案について御認定をいただきますように心からお願い申し上げまして、簡単粗辞でございますけど、御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、6番、橋本義雄君、7番、平田康範君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

12月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました会期日程表のとおり、12月19日本日から12月21日までの3日間を予定しています。

会期の日程の内容につきまして、順を追って説明を行います。

12月19日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。1番目に議長出席会議報告8件、2番目に議員派遣結果7件の報告を私から行います。

2番目に町長報告です。2件の報告を町長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1番目に議会運営委員会所管事務調査、2番目に総務厚生委員会所管事務調査、3番目に産業建設文教委員会所管事務調査の報告をそれぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。別紙通告書一覧表のとおり、6名の方の一般質問です。

1日目は4名の方の一般質問が終了後、散会となります。

12月20日、本議会2日目は、19日に引き続き2名の方の一般質問です。次に、議案審議です。上程順位は議案番号順に上程する予定です。各委員会に付託された事件の議案第46号から議案第53号まで、各委員会委員長が一括で報告をお願いいたします。議案第65号、議案第66号までの2議案審議終了後、散会となります。

12月21日、本会議3日目は、2日目に引き続き議案審議からです。議案第67号から議案第70号までの4議案です。最後に、閉会中の所管事務調査を行い、閉会の予定です。

以上のような順序で進めたいと思います。

お諮りします。本定例会の会期は、12月19日本日から12月21日までの3日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は12月19日本日から21日までの3日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告8件を私から行います。

1番目は、資料の1ページです。平成29年10月31日から11月2日まで、長崎県町村議会議長会、議長行政調査が実施され、県内7町議会議長が出席し、石川県志賀町議会において議会活性化の取り組みについて、定住対策に関する提言について、2日目は、中能登町議会、議会活性化の取り組みについて行政調査を行っております。

資料の3ページから6ページです。2番目は、平成29年11月7日、西九州自動車道建設促進期成会要望活動として国土交通省長崎河川国道事務所へ、西九州自動車道の整備促進について要望書を提出し、意見交換を行っております。

資料の7ページから9ページです。3番目は、平成29年11月14日、東彼杵道路建設促進期成会要望活動として、国土交通省長崎河川国道事務所へ、早期整備を求める要望書を提出し、意見交換を行っております。

資料の11ページです。4番目は、平成29年11月17日、西九州北部地域市町議会協議会第6回会議が佐世保市役所で開催され、西九州北部地域の交通網の整備について報告、説明を受け、協議を行いました。

資料の13ページから15ページです。5番目は平成29年11月22日、県選出国會議員への陳情です。長崎県町村議会議長会と長崎県離島振興市町村議会議長会と合同で陳情を行っております。佐々町からは、西九州自動車道松浦佐々道路、大新田地区から志方新田地区間の高架橋整備について陳情を行っております。

6番目は、資料の17ページから25ページです。平成29年11月22日、第61回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催されました。九州地区からは九州地方における交通網の整備促進に関する要望とし、新幹線鉄道の建設促進、在来線鉄道の整備、高規格幹線道路の整備、空港整備促進、以上の4件を採択し、国へ要望しています。また、決議17件、特別決議5件を採択しております。

7番目は、資料の27ページから29ページです。平成29年11月24日、国土交通省九州整備局に

において、東彼杵道路建設促進期成会会員、市町首長、議会議長で、東彼杵道路の建設促進について要望活動を行いました。

8番目は、資料の31ページから33ページです。長崎県町村議会議長会において、平成29年度県政に対する要望として知事への陳情です。平成29年11月27日、県庁において、長崎県離島振興市町議会議長会と合同で、道路網の整備促進などについて、県知事に陳情を行っております。

次に、議員派遣結果を報告します。

1番目に、平成29年9月26日、長崎県町村議会議長会において開催されました平成29年度全国広報研修、「読者目線で親切な広報誌を作るには」及び「議会広報紙のクリニック」の受講のため、議会だより編集委員が出席しています。

2番目は、平成29年9月29日、全国町村議会議長会において開催されました平成29年度町村議会広報研修、「一議会広報紙の文章一伝える広報から伝わる広報へ」、「議会広報 広報紙×電子広報 なにがどう変わってきたか!」、「優良議会の広報クリニック」の受講のため、2名が出席しています。

3番目は、平成29年10月5日から6日まで、全国市町村国際文化研修所において、平成29年度町村議会議員特別セミナー受講のため、2名が出席しています。

4番目は、平成29年10月25日から26日まで、愛知県東浦町へ「臨時・非常勤職員等のあり方見直しの取り組みについて」、総務厚生委員会が先進地視察研修を行っております。

5番目は、平成29年11月22日、西九州自動車道建設促進協議会要望活動として、国土交通省九州地方整備局、長崎県知事及び長崎県議会議長へ要望書提出のため、産業建設文教委員会が出席しております。

6番目は、平成29年11月27日、長崎県町村議会議長会において、議長・副議長及び事務局長研修に、議長・副議長が「長崎県政の主要事業について」、「二代表制の意義と議会の機能強化について」の受講のため出席しております。

7番目は、平成29年11月29日から30日まで、西九州自動車道建設促進協議会中央要望活動として、地元選出国會議員、自民党本部、国土交通省へ産業建設文教委員会正副委員長及び議長が出席しております。

今報告いたしました議長出席会議報告8件並びに議員派遣結果7件の関係資料は、議員控室に置いてありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 町長報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、町長報告、日程第4、町長報告に入ります。

平成29年度全国町村長大会報告、長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動について、以上の2件について報告をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、町長報告をさせていただきます。

平成29年度の全国町村長大会の報告をさせていただきます。

平成29年11月29日の12時から、場所はNHKのホールで行われまして、出席者は927の町村長、それから都道府県町村会関係者が出席をしております、来賓としまして西村内閣官房副長官、大島理森衆議院議長、伊達参議院議長、小倉総務大臣政務官、松本内閣府副大臣、竹下自由民主党総務会長、櫻井正人全国町村議会議長さんが来賓として出席されておりました、出

席者数が1,300名でございます。

まずはじめに、荒木泰臣全国町村会長——今は熊本県の嘉島町長です——から、町村を取り巻く環境は極めて厳しい。だからこそ、町村長相互の連携を一層強固とし、直面する課題、将来にわたる困難な課題に一致団結して、積極果敢に取り組んでいこうという御挨拶がありました。

次に、来賓挨拶としまして、内閣総理大臣代理で西村官房副長官のほうからお話がありまして、安倍内閣は地方の活力なくして日本の活力なしという基本姿勢で臨むと。地方創生への挑戦を積極的に支援するとの挨拶がありました。

引き続き来賓の方々の挨拶がありまして、その後、全国町村会設立の地域農政の未来塾長であります生源寺眞一氏、東京大学の名誉教授、それから福島大学の教授のほうから、地域社会みずからがルールをつくり取り組むことが大変評価されるということで、町村への応援メッセージをいただきました。

議事としまして、1つは決議でございます。町村が自主的・自立的なさまざまな施策を展開できるように、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生のさらなる推進を図ることなど、11件の決議を採択いたしました。

各省庁への要望事項としまして、大規模震災からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化など34項目を採択いたしました。

実行運動方法としまして、採択した決議、特別決議及び要望事項を実現するための実行運動方法については、地元選出国會議員及び政府に対しまして、適宜な、有効な方法で行うことと決定をいたしました。

本会終了後は、長崎県町村会で取りまとめました県内各町村への国の要望事項を各省庁、県選出国會議員へ提出いたしました。

大会資料につきましては、議員控室に置いておりますので、御参照いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

あと一つでございますけど、長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動については行いました。これは11月16日に本町が抱える諸課題につきまして、県知事及び県議会議長に対しまして、町長、議長の連名によります要望書を提出させていただきました。議会からは淡田議長、永安副議長、阿部総務厚生委員長、橋本産業建設文教委員長、長谷川総務厚生副委員長、浜野産業建設文教副委員長、さらに地元県會議員といたしまして吉村県議にも御同行いただきまして、要望書を提出させていただいたところでございます。

要望事項でございますけど、1つが連携中枢都市圏構想に伴うごみ処理の広域化について、2番目が西九州自動車道の4車線化の早期実現について、3番目が西九州自動車道松浦佐々道路、大新田地区から志方新田地区への高架橋整備について、4番目が主要地方道佐々鹿町江迎線、志方古川間の道路の拡張について、5番目が国道204号線の歩道整備について、6番目が2級河川木場川の整備について、7番目が佐々川の水利権見直しと拡大についての、全体で7項目の要望をさせていただいたところでございます。

そこで、限られた時間の中で知事より2項目についての御回答をいただいたところでございます。

まずは、連携中枢都市圏に係るごみ処理の広域化については、長年の課題でありますことを前置きした上で、佐世保市における処理場の余力の問題、この問題に対しての短期的な視点で進めるのか、長期的な視点で進めるのか、ごみの減量化への取り組みなどについてお話をいただきました。

その中で、ごみの減量化については、現時点では、佐々町における1人当たりのごみの排出量は佐世保市よりも下回っているということもお伝えしたところでございます。そうした中で県としまして、実現へ向けて努力していきたいという御回答をいただいたところでございま

す。

また、今回の連携中枢都市圏の佐世保市との協議に際しましては、県の担当部署も同席できるように調整するというお話もいただいたところでございます。

それから、西九州自動車道の4車線化につきましては、4車線化後の無料化の話など、県としましても引き続き要望活動に取り組んでいかないといけないという御回答をいただいたところでございます。

そのほかの要望活動につきましては、時間の制約もあり、具体的に知事からの回答はいただいておりますが、今後、県の所管課と連絡を密にしながら進めてまいりたいと考えています。

以上のとおりでございますが、今後も継続して要望活動を行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長報告が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようですので、町長報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まずはじめに、議会運営委員会所管事務調査の報告を委員長から報告をお願いいたします。1番。

（議会運営委員長 永安 文男君 登壇）

議会運営委員長（永安 文男 君）

議会運営委員会の調査報告を、平成29年12月4日に開催しましたので、概要を報告いたします。

招集年月日、29年12月4日、場所は佐々町役場の3階第1会議室、出席委員が全員出席、5名全員出席です。

調査案件として、議会の運営に関する事項についてということでございます。1つ目は、小値賀町議会との合同研修会開催について、2つ目として、第6次総合計画の進捗状況についてでございます。

まず、小値賀町議会との合同研修会につきましては、政策条例のつくり方としての点まで研修を行うということで考えているということで、議長からの説明を受けて協議を行いました。まとめといたしまして、全員協議会へ提案することで決定をいたしました。

それから、2つ目の第6次総合計画の進捗状況でございますが、佐々町のあるべき方向性を示されている第6次総合計画の進捗状況の説明を受けるということについて協議を行いました。

まとめとして、現在の決算審査において、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況を聞いたところでございますので、今後、公共施設等総合管理計画の個別計画や全体の財政計画が

示されたりしていることから、時期を見て再検討するということでの取り扱いとなりました。

その他として、1つに、県知事及び県議会議長への要望活動について議長から報告、2つ目に、平成30年度の決算方法について事務局から資料の説明を受けました。この2件について全員協議会へ提案することに決定いたしました。

以上でございます。

（議会運営委員長 永安 文男君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、議会運営委員会所管事務調査の報告を終わります。

次に、総務厚生委員会所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

5番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

総務厚生委員会で閉会中の所管事務調査を平成29年11月29日木曜日、開会は10時から、出席者は委員5名全員出席、執行部、担当所管課の説明を受けながら調査研究を実施しましたので、御報告いたします。

所管事務4件について調査研究いたしました。

1、条例等について3点の調査をしております。

1点目、臨時・非常勤職員の現況報告について、2020年4月施行、地方公務員法一部改正に伴う対応はいかにということで、川内野総務課長から、平成29年9月30日現在の各課の非正規職員の配置状況の調査が終了した。11月末、平成32年4月1日以降の状況をどのようにするか、各課から提出させるという報告を受けております。その後、比較資料を再度作成し、所管委員会へ示したいという内容でございました。

森総務課主事から現在の詳細状況として、男性74名、女性155名、合計229名、平均賃金月額、1人当たり10万9,462円、歳出としては月平均2,500万円ほど要していると。年間においては3億円ということでございます。この3億円の内容については、共済費等は含まずの3億円ということでした。年間勤務時間、単純比較による職員数換算としましては、1週間当たり38時間45分で換算しますと、129.4人分の職員数に相当するということでございます。

この案件につきましては、継続調査案件としております。

2点目、平成29年度人事院勧告概要について、川内野総務課長から説明を受けております。平成29年度人事院勧告、閣議決定はなされたが、法案可決に至っていない。都道府県の人事院も勧告されている。国は閣議決定をもってという情報もあるが、勧告内容について、本町においても人事院勧告どおり実施したい考えでございました。南部総務課主事より勧告内容概要について資料により説明を受け、給与改定率は0.2%のアップと、一時金、勤勉手当、0.1月分のアップという内容でございました。

この案件につきましては提案予定であります。国会の状況を鑑み対応するというので、各委員へ十分な検討を願い、確認をしております。

3点目、佐々町税条例等の一部を改正する条例について、地方税法等の改正に伴う改正、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、車体課税の見直しに伴う軽自動車税の改正、法人住民税割の税率改正でございます。

大きく分けて4点のポイントがございました。松本税務課長より説明を受けております。消費税10%、平成29年4月1日施行が2年6か月間延長されております。現時点では平成31年10

月1日施行予定でございますが、この消費税アップに伴う措置として、地方法人課税の偏在是正、消費税10%段階措置ということで、法人税割が改正されるというような内容でございます。法人町民税の法人税割、改正前9.7%を改正後6%に、県民税、改正前3.2%を改正後1%にということでございます。

2点目、自動車取得税の県税が消費税10%の際、廃止されると。あわせて自動車税と軽自動車税に環境性能割が創設されるということでございます。これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするということで、結果的に軽自動車税の中身が2つで構成されるということでございます。環境性能割、種別割ということでございまして、環境性能割は県が賦課徴収、種別割を町ということでございます。

3点目、個人住民税の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しでございます。施行日は平成31年1月1日。内容においては、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するために、配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得の上限を引き上げるとともに、世帯の手取りが逆転しないような仕組みを設けるということでございます。

この内容については、来年の1月1日から制度が変わるということで、住民の皆様事前にお知らせをする必要もあり、条例改正を予定しているということでございます。

4点目、固定資産税の特例措置、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例でございます。これは固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものであります。内容としては、緑地管理機構が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準額の特例措置であり、2分の1以上6分の5以下で、条例で定めるものでございます。町としては、国が示す参酌率が3分の2ということで、3分の2で改正を行いたい方針でございました。

この案件について、現在のところ、町に該当案件はないということでございます。

主な意見と回答です。地方法人課税の偏在是正、都市に有利で地方は不利、本町はプラスと推察するが、試算状況はどのようになっているのか。回答です。地方税は下がります。下がった分が交付税原資となり、地方交付税として安定的に交付されるわけですが、実際の減収額、影響額は、現在のところ判断しづらい状況であるという回答でございました。

この条例について、12月上程予定で、十分な検討を願い確認をしております。

所管事務調査、2件目、し尿・ごみ処理について、し尿処理の今後の方針に係る経過について、川崎保険環境課長から説明を受けております。11月1日、西九州北部地域連携中枢都市圏の第2回協議会が開催されたと。連携協議がスタートしたということでございます。事務レベルの協議は開始されていない状況であるということでございました。

町の考えです。連携によるし尿処理ができればと考えていると。連携開始可能となる時期、処理費用等について、現在事務協議が進んでいないため、事務協議進行第一と考えているということでございました。

民間委託について、当然、期間等をどのようにするかの問題があると。佐世保市との協議を見ながら進めなければならないため、債務負担行為については、3月議会での提案をというふうに考えているということでございました。

主な意見と回答です。3年間ということで了解した経緯があると。今後について判断をどこに持っていけばいいのか、判断材料がないかと。回答です。広域的に処理をすることがベストと考えていると。早急に結論を出す努力をするという回答でございました。

継続調査案件としております。

3件目、国保制度についてでございます。2ポイントの観点で調査をしております。

1点目、国保都道府県化について、川崎保険環境課長から説明を受けております。平成30年4月から都道府県化に移行すると、移行初年度で全体像がいまだつかめていない部分もありますが、今回保険税率が自然増分も含め若干の増額の可能性があるという状況で、また国における激変緩和措置がなされるということがわかってきたと。

町としては、平成29年7月に試算した金額において、国保都道府県化に伴う保険税不足分については財政調整基金で対応し、都道府県化による保険税の上昇を抑えたいと考えているという方針でございます。不足額が試算額で、都道府県化に伴う不足額が1,260万円と、激変緩和措置が1,000万円あるということで、差し引き260万が不足するというところでございますが、260万を財政調整基金で賄いたいという方針でございました。

2ポイント目です。平成30年度の国保税について、川崎保険環境課長から説明を受けております。まず、資産割について検討しておるということでございます。国保都道府県化に伴う県が算定する標準保険税率、それから納付金の算定については3方式で示されるということでございます。これにあわせ本町の課税方式も、現在の4方式から3方式へ変更したいという方針です。

内容について、現在の資産税割20%をゼロにしたいということでございます。平成29年度ベースで資産割をゼロにし試算した場合、1,440万の税収減ということになりますが、減収の一部を所得割に賦課を変えたいと。平成29年度所得割が現在の現行6.5%でございますが、これを所得割を7%に0.5%引き上げたいということでございます。

なお、0.5%引き上げに伴う税収増の試算額が700万円でございます。資産割の減で1,440万、0.5%増に伴う所得割の増収分で700万、差し引き740万円でございますが、この740万の不足分についても、財政調整基金で賄いたいというような方針でございました。

なお、この件に関して国保運営協議会で協議がなされております。8月31日と11月9日、2回行われておまして、運営協議会としては、県が将来目標として県内統一保険料を目指す意向であるため、この機会にあわせ3方式にすべきであるという意見であったということでございます。

主な意見と回答です。国の激変緩和措置は何年間の措置であるのか。回答です。平成35年までということで、以降は県のみでの激変緩和措置があるということでございました。

2点目の問いです。国保の収支が変わらない前提で毎年基金を取り崩し納付金に充てていけば、基金は1億円しかないわけだから枯渇すると。当然、保険税の値上げが想定され、将来的に大きな懸念があるのではと。都市部の医療需要が高いところの医療費を県内全体の自治体でプールし、負担願うような解釈になり、よくよく考えないといけない問題ではないのかという問いがございました。回答です。委員御指摘のとおりであるが、移行初年度においては、このような措置をとりたいというような方針でございます。

3件目の意見でございました。意見です。資産税をやめ、3方式、均等割とか改定する考えはなかったのかと。応益・応能割の割合はと。1人当たり医療費、階層別医療費が見えないと、医療費の見込みがわからないのではないかとという意見があり、回答としては、応益50%、応能50%の比率であり、県が示している税の配分、賦課の配分が同じで、その部分で適正ではないかというふうに考えたということでございました。医療費等の部分については、詳細な資料が手元にないので、再度作成し、推計し、示したいというような回答をいただいております。

継続調査の案件としております。

所管事務調査4件目、未利用町有地活用についてでございます。表題が佐世保市西消防署佐々出張所移転新築建設事業案の概要についてということで、川内野総務課長より説明を受けております。

佐々町沖田免の現在の施設が昭和48年3月に建築され、鉄骨づくり平屋建ての耐震強度を満たしていない状況にあると。平成26年3月に佐世保市消防局常備消防力適正配置調査報告書が作成され、昨年9月3日、西署より本町に来庁され、佐々出張所の移転新築を計画していると。場所は佐世保市小佐々町支所という提案を受け、佐々町としては人口及び建設密集地である本町から遠ざかる説明を求めたいということで、西署と協議を重ねてきたというような説明を受けております。

結果、今回、佐世保市消防局から佐々町小浦免へ約2,000平米の土地を借り受け新設したい提案が来ているということで、来年1月末までに当該地でよいのか、及び2,000平米の配置について検討しなければならないというような説明でございました。

坂口総務課係長より、事業計画の建設スケジュール等の説明を受けております。

この案件について継続調査案件としております。

所管事務調査4件は以上のおりでございますが、その他報告として7件の報告を受けております。順次報告させていただきます。

1点目、コンビニ収納導入について、松本税務課長より説明を受けております。

県内の導入状況、納付者の利便性向上、本町においても積極的に取り組む課題として、具体的計画を立て進めていきたいということで、平成31年4月に運用開始を予定していると。平成30年、導入体制の整備を行うということでございました。

2点目です。報告2件目、土地評価事務取扱要領作成についてということで、松本税務課長から報告を受けております。

平成30年度が3年に1度の評価替であり、現在、本町はその他の宅地評価方法を採用していると。平成33年度評価替から市街地宅地評価法、通称、路線価を取り入れたいという方針でございます。荒木税務課係長より、路線価評価法について、県内では本町と離島の小値賀、新上五島町を除いては、ほとんどの自治体で採用。採用している自治体のうち、町内の全域を路線価の方法で評価している自治体は4自治体あり、路線価とその他の宅地評価法の併用が14自治体ということで、本町も東西に山間部を有しており、併用した評価方法を考えているという報告でございます。

報告3件目、社会資本整備交付金事業（都市再生整備計画）の計画変更について、今道企画財政課長より報告を受けております。

この計画については、平成26年度から5か年計画で、平成30年度が最終年度に当たり、事業計画変更を予定しているということでございます。

上村企画財政課係長より、資料により制度の説明及び変更内容の説明を受けております。坂口総務課係長より、都市再生整備計画、避難情報表示板、防災マップ作成事業を12月の補正計上予定ということでの報告を受けています。

報告4件目、平成29年度の繰り上げ償還の実施予定について、今道企画財政課長から報告を受けております。

基金の見直しの御指摘を委員、議員の皆様から受けておりますので、第1段階として、今回、減災基金を活用した繰り上げ償還を予定していると。12月の上程予定でございます。現在の基金残高8億9,000万円のうち、繰り上げ償還の予定としては2億3,500万ほどを予定していると。この繰り上げ償還に伴う利子の圧縮効果試算額としては450万ほどという報告を受けております。

報告5件目、幼保連携型認定こども園施設整備の事業進捗について、藤永住民福祉課長より報告を受けております。

平成30年4月開設に向け、現在、建設工事を施工中ということで、工期としては平成29年9月29日から平成30年3月20日が予定でございます。

報告概要です。今回、鋼管ぐい施工中に地中から支障物が出現し、支障物除去作業に不測の期間を要するというので、法人側から事業計画変更の相談、延長の報告、申し出を受けているということで、延長の終期の予定が平成30年4月30日ということでございました。時系列な経過報告を受け、協議の結果は約1か月間、施設開園が延びるということで、施設完成までの1か月間を暫定的な措置として、現在の中央保育所遊戯室を利活用し、平成30年4月の設置認可に向けた事務を進めるということで、確認をしているということでございました。

住民対応等について、入園希望者についても混乱がないよう、周知説明について現在法人側

と調整中ということでございまして、補助事業関係においては、国・県の補助事業、当該施設については交付金を活用しているが、平成29年度内完了が見込まれないため、繰越予算の調整を実施中と。調整が整い次第、補正予算にて繰越明許費を計上予定という報告を受けております。

報告6件目、金融機関の合併についてでございます。内田会計管理者から報告を受けております。

長崎県民信用組合と佐世保中央信用組合が平成30年1月29日に合併すると、新名称は西海みずき信用組合となり、佐々支店があるわけですけれども、継続して支店として現存するというところでございました。合併に伴う手続として、県民信用組合は本町の収納代理金融機関となっているので、名称変更の告示、様式の変更を行うということでございます。口座番号等は変わらないということでございました。

失礼しました。報告6件、報告は6件でございました。修正させていただきたいと思っております。

以上の報告を受けております。お手元に配付しております総務厚生委員会報告を御一読お願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、総務厚生委員会所管事務調査の報告を終わります。

次に、産業建設文教委員会所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

6番。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 登壇）

産業建設文教委員長（橋本 義雄 君）

それでは、産業建設文教委員会の所管調査について報告をいたします。所管事務調査を平成29年11月13日と12月1日に調査研究をいたしましたので、報告をいたします。

まずはじめに、11月13日の所管事務調査の調査研究等報告いたします。所管事務調査として3件の調査をいたしました。

はじめに、上水道、小浦雨水ポンプ長寿命化について執行より説明。内容として、小浦ポンプ場は平成5年の供用開始から23年を過ぎており、標準耐用年数をだいぶ超えていると。住民の生命財産及び交通・通信等の都市機能等を浸水から守る非常用施設、非常に大事な施設であるということ。計画期間が29年度から31年度、長寿命化による改修は32年に終わり、それ以降は下水道ストックマネジメントへ移動するということの説明を受けました。

委員より、長寿命化計画は32年度で終了し、それ以降は下水道ストックマネジメント計画へ移行するとのこと。それぞれ補助事業の中身が違ふと説明があったと思いますが、簡単にその中身を説明してください。執行より説明、長寿命化計画は、国の制度的に下水道だけに限らず、ほかの施設も長寿命化計画をつくりましようということで、国土交通省に限らず、ほかの省庁も出てきております。施設が一番古くなったので、そこをまず取り組みましたけども、今回、国の予算が変わったところで、今度は下水道施設全体を見たところで修繕計画を立てていけば、その予算のならばいいですか、部分が適正にできるということで、そちらのほうに変わってきたもので、国もそういうほうで変わってきたということです。

次に委員より、下水道ストックマネジメント計画はいつできるのかという質問に対し、執行より、28年度から30年度までに実施設計をつくるということになりますと。基本的に5年ごと

に見直し、それは国のルールが5年ごとの見直しとなっていますということです。

2番目に、学校・幼稚園・社会教育及び整備についての中の1番目として、準要保護就学援助に係る単価の変更についてということで、執行より説明。改正内容については、就学援助準要保護分の単価の参考となる国の要保護分の基礎額は変更されてということに伴い、現行分の差がある分を改正という方で考えております。

改正日時等につきましては、告示の日から施行した、平成29年4月1日から適用ということで、さかのぼって適用させていただきたい考えということです。平成30年度の新たな年度に実施を始めるということも含めて検討しました。今回、小学校の分につきましては、現行予算の範囲内で対応が可能という判断をして、中学校分につきましては30万程度の補正をするということによって、対応が可能ということで判断をして、今回の補正を計上したという説明がありました。

委員より、今回の措置については異論はありませんが、ぜひ新たな拡充についても前向きに御検討いただきたいと思いますが、どうですかという質問に、執行より、委員御指摘のことにつきましては、十分勘案していかなければいけないと思っています。確かに入学時にかかる費用がかなりの高額になっているという事実を踏まえながら、今回については少なくとも引き上げを年内に行いたいというふうに理解いただければと思いますという説明がっております。

それから、続きまして、2番目の平成28年度佐々町立小中学校施設整備構想についてということで執行より説明。本構想は今後建てかえ、補修、改修の計画を進めていくための基礎資料として策定したものですということです。小中学校の現状の推移、施設、建物の状況、施設に関する基本計画の検討、更新の検討、佐々小学校改築基本構想、口石小学校改築基本構想、佐々中学校改築基本構想、佐々町学校給食センター及び小中学校建てかえ改修スケジュールと概算事業費等の説明を受けました。

委員より、せっかくなら屋内運動場の改修も入れていただきたい。アスベストの除去工事は結構な金額になる。それと最初に附帯工事は除くと書いてありますが、せっかくだったらプールも入れたらと思いますということです。

その質問に対しまして執行より、御指摘のとおり、体育館のアスベストの除去工事は平成十数年にやっておるのは確かでございます。今後、何か説明の折に御質問等があらればお答えしたいと思っております。大きな整備構想の目的というのが、想定費が大体どのくらいかかるのか。何年ぐらいかかるのか。どの順でやれるのかという構想を出したかったというふうに考えております。具体的な計画になった段階で、当然プールの問題も出てこようかと思っておりますという回答です。

委員より、これは教育委員会の事務局だけで作ったものなのか、そういう審査会議の中でつくられたものか、専門家の参加でできたものかという、コンサルタントということと、コンサルへの委託料というのは、どれくらいかかるのかという質問に対しまして、執行より、あくまでも教育委員会側だけの考えということでつくりました。コンサルの方に委託業務ということで出して、打ち合わせをしながら策定したもので、平成29年4月1日からということです。

委員より、他の自治体では要望の、皆さんの水準にあわせて概要云々をします。ちょっと待ってください。

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩します。

（10時58分 休憩）

（11時00分 再開）

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
6番。

産業建設文教委員長（橋本 義雄 君）

それでは、すいません——それでは、委員会委員より——すいません、順番を間違えましたので、2日目から説明をさせていただきます。

12月1日、所管事務調査を行いまして、2件と報告を4件行っております。

事業の進捗状況について、交通指導員の逼迫による工事への影響ということで、執行部より説明、交通指導員の逼迫により、工事の円滑な施工に支障を来しており、工事の延長が必要になったものであります。6月に、国土交通省により、交通指導員の円滑な確保についての通達が行われております。この状況を受けて、町としましては、警備会社から人員が確保できないと説明をいただいて、その中で、具体的に工期の延長が必要かどうかと、監督員との協議をし、必要であれば、延長を考えております。次年度からは、発注の平準化を今後図っていきたいと思いますとの説明です。

委員より、国土交通省の通達のコピーをいただけませんか。国土交通省からのお話があった時点で想定しておかなければいけなかったんじゃないのか。特別措置があってもいいのではないのか。6月の時点に出されたら、受け身の姿勢になってしまったのではないのか。

執行部の意見として、文書につきましてはコピーをします。町の工事の本予算自体は7月に組まれ、今年は特別に発注が遅れた事情もありまして、今の状況で、今すぐ繰り越しというお話ではなく、今後、発注者から相談があれば、延長もあり得るかもしれないということです。緩和措置はありますが、受給者にとって実態的な緩和にはつながっていないということです。

委員より、事情がわかった時点で内部の検討はなされたのか。前々からの工事の平準化を図るということは言うておられたが、建設課として考えておったのかと。それから、実際、事前で誘導をやっておられる中で、対応がよくない部分があるので、その辺の対応はどうされたのか。誘導員の変更により、金額の問題に関係があるのか。

そういう質問がありまして、執行部より、具体的に逼迫の問題が出されてきたのは、11月に入札を行い、その中で業者の質問がありまして、誘導員が逼迫しているので、工事の延長は可能かと質問書が出された。対応が遅くなったというのは、御指摘のとおりですと。住民に迷惑をかけないように工事を施工するように、監督を通じて現在の現場の方に指導していきたいと考えております。工事の延長にしても、金額は変わりませんという説明であります。

それから、その他報告として、社会資本整備交付金事業変更について、それから、幼保連携型認定こども園施設整備の事業進捗について、汚水処理場の修繕について、その他報告を受けました。詳細につきましては、お手元に配付をしております産業建設文教委員会の報告を御一読ください。

これで産業建設文教委員会の報告を終わります。どうも。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、産業建設文教委員会所管事務調査の報告を終わります。
暫時休憩いたします。10分から再開いたします。

（11時07分 休憩）

（11時14分 再開）

— 日程第6 一般質問（平田康範議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第6、一般質問に入ります。
質問通告書の順に発言を許可します。
一問一答方式により、7番、平田康範君の発言を許可します。
7番。

7 番（平田 康範 君）

ただいま議長より質問の許可をいただきました7番、平田でございます。本日は一問一答で質問をいたしたいと思います。

まず、通告いたしておりました自治会加入促進に向けた取り組みについてということでお伺いをいたします。

共助社会づくりを進める上で、最も身近な支援団体である自治会は、重要な団体であるわけですが、この町内会は会員相互の親睦や、それから福利向上を目的として、自主的に形成・運営されている地縁に基づく住民自治組織であるわけでございます。

佐々町の世帯数は、9月末で前年度が5,728世帯、本年が5,804世帯で、76世帯が増加しておりますが、町内会への加入率は今日どうなのか、また、今日の加入率を見たときに、どのように捉えておられるのかをまずお伺いしておきたいと思っております。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

自治会の加入の促進に向けた取り組みということで御質問がっております。

ただいま言われたとおり、なかなか厳しいところでございますけど、町内会の加入世帯につきましては、毎年4月1日現在で今調査をしているわけでございます。平成29年度の住民基本台帳の世帯数っていうのが5,758世帯でございます。町内会加入の世帯っていうのが4,339世帯で、率にすれば75.4%でございます。その差っていうのが1,419世帯でございます。

平成28年度の住民基本台帳の世帯数が5,694世帯でございます。町内会の加入世帯数は4,333世帯で、76.1%でございます。その差が1,361世帯でございます。

住基世帯の中には、1戸で2世帯登録されている家族もございまして、住基世帯と町内会加入世帯の差が、町内会未加入世帯の数とはなりません。住基世帯の占める町内会加入世帯の割合っていうのが75.4%となっております。

また、国勢調査の世帯と比較してみますと、次のようになるわけございまして、平成27年度の住基世帯数っていうのが5,614世帯で、町内会の世帯数っていうのが4,307世帯ございまして、76.7%でございます。その差が1,307世帯ございまして、国勢調査の世帯数っていうのが5,102世帯で、町内会世帯数の4,307世帯が84.4%でございます。その差が790世帯となりまして、大体、加入率っていうのが住基に比べますと7.7%ほど高くなっているところでございます。

以上のような状況ございまして、分母となります数字というのがはっきりしないわけでございますけど、具体的な割合っていうのが出せないわけでございますけど、大体76%ぐらいか

ら84%の間ではないかと考えておまして、どちらにしましても、今言われました町内会への加入というのは大変重要でございまして、近年、加入世帯ってというのは微増はしていますが、やはり町内会への加入世帯ってというのは、住基、国勢調査を占める割合ってというのが、今、だんだん減少傾向にあるのではないかと考えておまして、町としても大変悩ましいところでございますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（平田 康範 君）

ただいま町長から世帯数なり、あるいは加入率等をお伺いいたしましたけれども、実は、先ほど議長のほうから報告もございましたけれども、10月5日と6日、この2日間、私も、滋賀県にございます、全国市町村国際文化研修所で開催されました、町村議会議員の特別セミナーに出席をさせていただき、受講をいたしましたわけですが、そこで、地域の本来的価値と、それから地域づくりと題しまして、早稲田大学の名誉教授であります宮口侗弎氏の講演を受けたわけでございます。

講演の内容といたしましては、中山間地域のみならず、日本社会全体を通して少子高齢化、これが進んでおまして、社会情勢は変化し、行政に深刻な財政難を促し、また、地方分権が進められる地域の独自性を生かした住民主体の地域づくりが求められているというようなことでございます。

そこで、住民主体の地域づくりにおいて、住民一人一人が地域の重要な顔であり、主役であると。また、一人一人が持つ能力をどう十分に発揮させるか。さらには、住民同士のチーム力や、それから、住民が組織としてあるべく一体感が発揮されなければならないというようなことでもございました。

本論に入りますけれども、自治会組織は、佐々町の行政運営においても、まちづくりをはじめとするあらゆる政策にも必要な組織であることは、もう言うまでもないわけですが、今日の加入率でいいのか、ちょっと先ほど聞きまして疑問を抱いたわけですが、町の広報紙ですね、これは行政運営の理解と、それから協力、また、地域の魅力を地域外にも発信することができるということから、交流人口の増加にも効果をもたらすということで、住民へ伝えるから動かすといった大きな役割もあるわけですが、印刷物をちょっと見てみますと、約4,500部程度が印刷されているということであれば、やはりこの広報さざ、これにつきましては、全世帯に配布されていないというのが現実だろうと思います。行政の情報が住民に伝わるように、また、行政と住民との間に意識の隔たりが生じないようにするためには、町内会へ加入いただくことが重要ではあるわけですが、そのためには、まず広報さざを全世帯に配布し、町内会への加入、この理解を得るような取り組みも一つの取り組みになるかと思うわけですが、広報さざを全世帯に配布することについて、どのような考えをお持ちかお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、はじめに前段で言われましたように、御質問のいわゆるコミュニティのあり方ってというのが重要なテーマであるのではないかと考えております。

議員も、今、お話がありましたように、農業の第一次産業が盛んな時代ってというのは、我々

の時代でございますけど、3世代、4世代の家族っていうのが今当たり前でございましたが、それが経済成長の背景っていういいですか、若い人たちの働く場所が都市部へと移行してまいりまして、地方における第一次産業というのが衰退していったということでございまして、この結果、長い時間をかけて核家族化っていういいですか、家族が分かれて広がる形でコミュニティというのが崩壊していつているのではないかとということで、専門家の間で言われているわけでございます。

先ほどお話がありましたように、広報さざの配布について、現在、町内会長さんを通じて配布をしているわけでございます。また、町内会の未加入世帯などに対するの広報紙の配布っていうのは、現在、役場においていただく形での配布をやっているわけでございます。

御質問のように、全世帯に配布したとする場合、町内会長さんに町内会加入、未加入にかかわらずお願いするという方法があるわけでございますけど、そもそも町内会配布世帯の把握そのものが加入世帯といった実態もありまして、これで長年来ているところでもありますので、しっかりとした検討が必要ではないかと考えているところでございます。

全世帯に向けてどのような措置を講じていくということが、現在、新年度からの検討ということで、公共施設とか金融機関、それから、佐々駅、コンビニ、スーパーマーケットなどに一定数を配置してはどうかということで、今、準備を進めているわけでございます。

しかしながら、これも全世帯配布という意味では、この取り組みだけではなかなか解消できないということで、別の対応が必要になるものかと思うわけでございます。

こうした問題を踏み込んで検討していくということになりますと、広報紙の配布だけではなく、ほかにもお願いしている町内会長さんとの役場とのかかわりですね、これをどうするのかというのは検討しなければならないということでございまして、それは町内会長さんの仕事ではという、今、いろいろなことで議論になるのではないかと考えていますし、少し時間をいただきながら、コミュニティのあり方ということで議論すべきではないかと。今、今度、町内会長さんの役割っていうのが全世帯にした場合どうなるのかっていうのがなかなか難しいわけでございますので、そこは全体的に議論をしながらやっていかなきゃならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（平田 康範 君）

今の町内会長会等の話し合いとか、いろいろ言われましたけれども、町内会に加入している、それから加入していない、これをもとに広報紙を配布されないというのはちょっと疑問があるんじゃないかと。住民であれば、税を納められておりますし、納税者であるわけですね。ですから、あるいはまた、高齢になってやむを得ず町内会を脱会されたという方もいらっしゃると思うんですよ。そういったことを考えれば、先ほど、町内会長会との話し合いも必要でございましょうけれども、郵送なり、いろいろな方法もあろうかと思っておりますので、この件については前向きに検討、取り組んでいただきたいということを求めて、次の質問に入ります。

町内会への加入促進の基本的な考え方でございますけれども、第6次佐々町総合計画の後期計画では、4つのまちづくりの基本が示され、1つの基本目標として、「手と手をつなぎ未来をつくる協働のまちづくり」に取り組むこととなっているようでございます。また、政策目標では、「住民と行政が協働し、地域の課題解決を進める町」、また、戦略目標ですね、小さな目標としましては、「身近な課題を解決する地域コミュニティを育てる」と示されております。

平成27年9月現在では、本町に32の町内会があり、世帯数が最多では508世帯ですか、それから、最少では9世帯と、町内会の規模には大きな差があるということで示されておりますけ

れども、全体として自治会加入率が平成27年9月末においては76.7%となっているようでございます。

また、さらに、32年度の自治会加入率の目標値は78%と掲げてございますけれども、何らかの方策を講じなければ、大変これは厳しい目標値ではないかと考えているところです。

残念なことに、先ほども言われましたように、加入率が現在75.4%ですか、それから考えたときには、隣近所の希薄化、それから各戸の個別化など、先ほど町長も答弁で言われましたけれども、そういったこと、あるいは、加入者の高齢化による脱会、また、自治会は強制加入団体ではございませんので、任意団体であるということから入脱会は自由であるというようなことでございます。

また、さらに、自治会の活動や、それから運営の状況がわからないとか、入っていないけれども困らないと、そういった理由でなかなか加入していただけないのも現実であるわけですが、一例でございますけれども、行政と、それから地域住民の協働による全ての人が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるためには、今後、強く取り組んでいかなければいけないわけですが、一例でございますけれども、町内会単位で、現在、自主防災組織が結成されております。この組織1つを捉えてみましても、住民相互の連携意識、あるいは相互扶助の考えを共有しなければ、本来の防災活動、この力は発揮できないわけでございますね。

町内会は、私たち生活においても、最も身近な組織であり、また、もしものときには一番頼りになる存在であるわけですので、地域社会のきずなと力ですか、それから助け合い、あるいは支え合いなどの人間関係で住みよい佐々町にするためには、町内会への加入、これを強く呼びかける必要があるわけですが、先ほど言いましたような後期計画では、町内会活動が持続するように、身近な地域の課題を解決していく地域コミュニティの育成強化を図ると、基本的な考えが示されていますけれども、今後の取り組みについて、ちょっと詳しく内容をお聞かせいただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、御質問がありましたように、隣近所の希薄化とか、いろんな今、核家族化になれば、そういうことがあって、佐々町としても、地域連携といいますか、そういうことが今からは大切になってくるのではないかと。町内会を中心に皆さんで助け合うという精神が希薄化しているというのは、我々も感じているところでございます。

災害とか、大津波とか、最近の大規模災害の対応とか、それから東アジアの緊迫した状況を鑑みながら、国民保護法とかが適用される事態が発生した場合などの対応というのは、我々の自治体だけではなかなか難しいわけございまして、とても対応できるような現状ではないということを踏まえながら、各自治体が地域の住民の組織であります町内会等の自治会の組織とか、先ほどお話がありましたように、自主防災組織などの育成に乗り出してやっているわけございまして、組織の育成っていうのは、災害対応だけではなくて、普段から自主的な地域の活動とか支援を、自治体等の協働活動っていうのを検討・支援なども考えながら、重要なことではないかと思っておるわけでございます。

特に、合併された市町村については、小中学校とかの単位でとした地域協議会っていうのを設立されているわけでございますけれども、複数の自治体を単位基準としてさまざまな活動に取り組まれているわけでございます。

いずれにしても、議員がおっしゃったとおり、町内会の加入っていうのを推進しなければ、この活動を活発化するっていうことが一番大切ではないかと我々も思っているわけござ

います。ほかの自治体でそのような取り組みがあつているということでございますので、調査しまして、町内会の連合会とも十分協議したいと考えているわけでございまして、ちなみに、本町の現状でございますけど、転入の際は、うちの窓口のほうで町内会の加入案内っていうのをしております、町内会に加入される方については、世帯台帳に記入をお願いしまして、町から町内会のほうに今提出しているわけでございます。町内会の加入に迷われている方に対しては、加入案内の連絡票っていうのをその都度配付しております、後日、町内会から連絡を行うようにっていうことでお願いしているわけでございまして、どちらにしましても、町内会の加入っていうのが、我々としてはいろんなことで十分町内会加入っていうのをお願いしなければ、町のいろいろな行事とか、それから災害対策とか何かも把握できないっていうこともございますので、今後とも、町内会と連携をしながら、こういういろいろな方法を見出すようにやっていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（平田 康範 君）

それでは、住宅関連業者との連携といいますか、そういったことについてお伺いをいたしたいと思いますが、町内会加入者に対しての勧誘、これにつきましては、先ほど町長からも答弁いただいておりますように、町内会会長を初め、役員の皆さん、大変努力されているわけですが、現実として、いろいろな理由で加入がされていないということでございます。

そこで、今後、転入されてこられる方に対しての加入促進に向けた一つの対策といいますか、ことでございますけれども、佐世保市をはじめ、他の自治体においては、広報や啓発、また、相談に積極的に取り組むことを明文化、さらには、住宅関連業者は住宅販売や、それから賃貸契約時に、契約者に対して情報提供するなどの地域コミュニティ活性化推進条例、これを制定するなどして、町内会加入促進に努められております。

本町においても、条例制定ということについては、今後、いろいろ研究、課題、そういったものもあろうかと考えますけれども、まずは住宅関連業者から、先ほど言いますように住宅の販売、あるいは賃貸契約時に、町内会加入についての勧めとか、あるいは情報を得ると、そういうような取り組みをされたらどうかと思うんですが、住宅関連事業者との連携、どのようなお考えかお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお話がありましたように、私も、佐世保市さんが今回、そういう協定を結んでいらっしゃるということで、加入促進の協定を結んでいらっしゃるということでお聞きしております、これは、不動産関係の団体、それから佐世保市の不動産関係の団体と、それから連合会と佐世保市ということで、4者で協定を結んでいらっしゃるということで、加入促進を図るということで、そういうことで地域の活性化につながるんだということでお話がっております。

佐々町も、今、一部分的には、不動産をお持ちの方が全部町内会の費用を納めていらっしゃるっていう不動産会社もございます。しかしながら、その方が実際に町内会に入って活動していらっしゃるのかというのは、ちょっと私どももわからないわけでございますけど、そういう場合もございますので、これについては、町内会の連合会ともお話しをしながら、加入していただくような方策というのは、いろいろな方法を研究しながらやっていきたいと考えております。

すので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（平田 康範 君）

それでは、町内会加入についてはもうこちら辺で終わりました、次に、通告いたしておりました胃がん予防対策の課題と取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。

まず、本論に入ります前に、実は、国立がんセンターが公表しておりますがん患者数の分析結果、これを申し上げまして質問に入りたいと思いますので、どうかよろしくお願ひをいたします。

分析結果内容につきましては、2013年に、新たに86万2,000人ががんと判断され、地域差には、生活習慣や、それから肝炎ウイルスなどの感染が影響したと考えられる一方、医療体制の格差も要因であったとしております。

また、人口10万人当たりの新たな患者数を捉えてみますと、長崎県では、男性で47都道府県中14番目に多い447名、それから、女性では10番目に多い314人となっているようでございます。

御存じのとおり、がんは早期発見・早期治療が最も重要でありますけれども、健診には、本町が行っております住民健診などの対策型健診と、それから個人で行います人間ドック、そういったものの任意型健診があるわけでございますが、本町においても、先ほど言いますような対策型健診として、住民健診で肺がんをはじめとする6部位のがん検診に加えまして、平成28年度から胃がん予防対策として胃がんリスク検診が実施をされております。28年度の受診対象者は1,534名ということでございますが、受診された方が353名、これを捉えてみますと、受診率は23%となっているようでございます。また、29年度の受診対象者、これは年間計画の中で掲げられた人数ですけれども、1,620名に対しまして、受診者が387名、これから捉えてみますと、受診率が23.9%となっております。

しかし、この受診については、現在、何らかの治療をされている方、あるいは、薬などを服用されている方は、問診の時点で受診対象外となりますので、受診率がいろいろ捉え方もあろうかと思っておりますけれども、それにしましても、23%程度の受診率ということであれば、なかなか低いというような考えを私自身は持つておるわけですが、この状況をどのように評価・分析されているのかをまずお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

胃がんの関係で今御質問がありまして、検診が実施されているということで、これは平成28年度からやっているわけでございまして、胃がんっていうのは、感染症の由来のがんと言われておりまして、ピロリ菌ですか、ピロリ菌の感染によって胃粘膜の萎縮が進行して胃がんが発生しやすくなるということ言われているわけでございまして、そのためには、以前から実施している胃がん検診に加えまして、胃がんのリスク検診っていうのを実施するというので、胃がんになりやすいかどうかのリスクを判定するというので、適切な検査とか治療、それから継続した経過観察というのを行いまして、胃粘膜の老化の防止とか、それから胃がんの発生抑制とか、早期発見につなげるっていうことで、平成28年度からこれを実施しているわけでございます。

先ほど言われましたとおり、受診状況でございますけど、353人の方が受診されておりました。

て、要精密検査の案内をした方が140人その中にいらっしやいまして、そのうちの精密検査の受診者というのが87人おられまして、結果、61人の方が先ほど申しましたようにピロリ菌の除菌をされているということでございます。

また、29年度には387人が受診されまして、要精密検査の案内をした方が186人ということになっております。先ほど申しましたように、事業初年度には300人程度ということで見込んでおりましたけど、先ほど申しましたように、353人が受診されたということで、住民の方の関心の高さっていうのがあるわけでございます。

しかしながら、全体、先ほど申されましたように、23.9%ということでお話がありました。これは実際に国保だけでございまして、ほかのどこで検診しておられるかはちょっとわからないところもあるわけでございますけど、そういうことで我々も周知をしていかなきゃならないのではないかと考えています。

先ほど申しました5大がん検診ということで、肺と胃と大腸、子宮、それから乳のように、他市町村との比較方法がないっていうことで、新規事業ということもありまして、評価分析というところが今は難しいところでございますけど、胃がんのリスク検診というのを受けまして、紹介状を発行したり、発行をされた方が精密検査の受診につながって、適切な治療というもの、それから継続した経過観察を行うということで、将来の胃がんの発生の抑制とか、町としましても早期発見につなげられたと考えておりまして、この事業については今後も推進しなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（平田 康範 君）

今、受診の状況のいろいろ分析等についてお伺いをいたしましたけれども、実は、日本ヘリコバクター学会によりますと、日本人の人口の約半数に当たる6,000万人ですか、これがヘリコバクターピロリ菌、通常ピロリ菌と言いますけれども、この感染者がいると言われております。

また、ピロリ菌に感染していても、痛みなどの自覚症状がないために、数十年という長い期間をかけて進行いたしまして、慢性胃炎を起こし、その一部が胃潰瘍や十二指腸潰瘍、やがて胃がんを発症し、ピロリ菌は胃がん発症の大きな要因となっているのが事実であります。

また、統計では、日本人ががんで死亡する率が高い部位が胃であるわけですが、ピロリ菌陽性の慢性胃炎患者のうち、毎年3%から5%が胃潰瘍になり、そのうち0.5%が胃がんを発症しているというように言われております。

そのようなことから、胃がんは予防できる病気であり、年齢が若ければ若いほど、ピロリ菌の検査を受け、除菌治療を行えば、胃がんリスクは激減されるわけですが、50歳以上になればなるほど、ピロリ菌による症状のリスクが高くなるので、健康診断とか人間ドック、そういったオプションに含まれているのであれば、検査をこの学会は勧めております。

そこでお伺いいたしますけれども、胃がん発症予防対策としては、当然、今申しましたようなことで、最も効果があるのがピロリ菌除菌であるわけですが、そのためには、まずはピロリ菌の感染検査、これが必要であるわけですね、今言われますように。本町においても、胃がん検診に加えて、新たに28年度から胃がんリスク検診として、1次の血液による抗体測定を実施されております。こういったピロリ菌検査の必要性、そういったものを住民へさらに周知を図り、胃がんリスク検診の受診率向上に努める必要があるわけですが、今後、この受診について、どのような方策で受診率向上に努めていこうというような考えを持っておられるのかお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

胃がんの予防対策として、先ほど議員が申されましたように、ピロリ菌の除菌っていうのを
行うことが大変重要ということでされておりまして、胃がんの危険分子として重要視されてい
るということでございまして、ピロリ菌の陽性者は、先ほど申しましたように、陰性の方に比
べて、発症する胃がんのリスクが5倍以上ということでお聞きをしております。

ピロリ菌については、幼少期に感染すると言われておりまして、一生涯に一度のピロリ菌の
検診を受ければよいとされておりまして、平成28年度から40歳以上の5歳ごとの節目年齢を対
象としまして、希望者のうちの問診で検査対象者となる方に対しまして、町として住民健診と
して実施しているところでございます。年齢の対象となる方には、住民健診の案内の際に、問
診票を入れて個別に郵送しておりまして、案内をする方の中には、過去に検査を受けた方もい
らっしゃいますし、既に治療中の方などは一応検査の対象外というような方も含まれていま
すので、正確に対象者を把握するというのは、なかなか今は難しい状況でございますけど、受診
率の向上対策につきましては、ほかのがん検診では、7月の前期健診を行うわけでございます
けど、そこで未受診の方を対象としまして、9月の後期の健診でも、個別に受診の再勧奨を今
行っているということで、胃がんのリスクの検査についても、あわせて皆さん方に周知するよ
うにやっていきたいと今考えているところでございます。

また、食生活も大変重要でございまして、食生活とか喫煙も、胃がんのリスクが大きくなる
と言われておりますので、検診の受診の勧奨とともに、1次予防としまして、食事での塩分量に
ついて、それから喫煙の問題とか、野菜とか果物を適切にとるとということについても、町とし
ましても、今後周知をしていかなきゃならないのではないかと考えていますので、どうぞよろ
しくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（平田 康範 君）

今、今後の取り組み等についてはちょっとお伺いいたしましたけれども、ピロリ菌検査、こ
れにつきましては、健康診断とかそういったオプションであれば安くできるわけですが、この
検査につきましては、内視鏡検診が一番いい方法であるわけですが、これにつきましては、
何もなくてピロリ菌を検査するというのであれば、保険適用外になりますので、2万
から2万5,000円程度かかるというようなことでございます。また、内視鏡はもう苦しくて受
けたくないというような思いをされている方もいらっしゃるかと思うんですが、本町におい
ては、せっかく住民健診の中で、血液による検査でございますけれども、それを実施されてお
るわけでございますので、今、町長が答弁されましたような取り組みを今後さらに強めてい
ただくということを求めて、次の質問に入ります。

住民健診の胃がんリスク検診の対象者、これは先ほど言われましたように、40歳以上で5歳
が節目ということでございます。

しかしながら、除菌につきましては、年齢が若いときに検査をし、そして、除菌治療を行
えば胃がんリスクが軽減され、先ほども言いますけれども、50歳以上になればリスクが高くなる
わけですね。また、5歳の節目ということであれば、5年間に胃がん発症のリスクもさらに大
きくなるわけですね。ですから、受診対象年齢を変更することで、医療機関の対応、そういっ

たものもいろいろ問題もあろうかと思うわけですが、早期発見、それから早期治療というものを考えてみたときには、40歳以上であれば、5歳の節目年齢に関係なく受診できるよう改善をすべきだと思うんですけども、この5歳の節目についてはどのような考えかお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、お話がありましたように、住民健診の胃がんリスクの検査ということで、今、1人に対して1回限りということで検診をしているということで、先ほど今お話がありましたように、40歳以上であれば、いつでも受診できるようにということでは可能だとは考えます。

しかしながら、平成28年度の受診状況を見た場合、節目検診での検診の案内者が1,534人に案内を出してありまして、受診者が353人でありまして、うち87人の方が精密検査を受診されています。対象者を40歳以上全員にした場合が、推計になりますけど、大体850人ぐらい受診されるのではないかとお聞きしておりまして、精密検査を受診する方が約200人ぐらいいらっしゃるということで、先ほどお話がありましたように、精密検査をした場合には、胃の内視鏡検査ということがなるわけですが、精密検査ができる医療機関の受け入れがスムーズにやっけていけるのかというのがどうかというのがあるのではないかと考えておりますので、これについては一定期間ですね、5年間なら5年間とか、一定期間で節目の検査を実施いたして、将来的には、そういうリスクがありますので、40歳以上からの検査対象というのは十分検討しなきゃならないのではないかと。それはもう医療機関ともよく協議をしてやっけていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

間もなく12時となりますが、この案件が終わるまで時間を延長いたします。

7番。

7 番（平田 康範 君）

5歳の節目につきましては、今、前向きな答弁をいただきましたので、最後に、若年層を対象としたピロリ菌検査についてお伺いをいたします。

実は、世界保健機構ですね、これが2014年、胃がんの8割は、今言いますように、ピロリ菌感染が原因とみなされるとして、各国に、除菌などの対策の検討を勧めるよう報告書を発表いたしましたしております。

そこで、日本ヘリコバクター学会では、2016年に、7年ぶりに改訂したガイドラインの中で、「中学生以降では、早期の除菌が望ましい」と提言をいたしております。そのようなことから、将来の胃がん予防のため、市町村レベルで中学生を対象にピロリ菌の検査・除菌に乗り出す自治体がふえております。

例えば、ちょっと調べてみましたが、岡山県真庭市ですね、それから、13年度からは中学2、3年を対象に実施いたしておりますし、また、大阪府高槻市や、それから兵庫県篠山市、それから青森県弘前市、そういったところでも始めております。また、北海道や秋田県、それから山形県、長野県など、各県においてされておりますし、九州地区においては鹿児島県、それから佐賀県も実施しております。佐賀県では、保護者からの同意が得られた中学3年生を対象にして、学校健診の検尿の残りを利用して、1次検診という形で実施をされてありまして、県内中学3年生の約8割の方ですね、6,953人、これが1次検診を受けまして、5.7%に当たる

399名が陽性、うち279人が2次検診を受けまして、208人が除菌対象となったということで、だから、中学生でも除菌される方、対象になるのが多くなっているんですね。

そういうことで、佐世保市においても、1次検診の費用を負担する方向で検討をされているようでございます。

尿による検査、これは70%から90%程度の確率で検査結果が得られるというようでございます。

本町においても中学3年生、これを例えば120名としましたときに、大体1人1,000円前後と言われておりますので、12万円程度の費用が必要になりますし、また、この検診につきましては、保護者の理解、そういったものも必要になってまいりますし、さらには、先ほども言いますように、医療機関の受け入れ体制、そういったいろいろな課題もあるわけですが、早ければ早いほど、胃がんの発症リスクが減らせるという観点からしますと、中学3年生に対する検査ですね、これについて検討すべき時期ではないかと思うわけですが、どのような見解をお持ちか伺いをいたしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、ピロリ菌についてということで私がお話ししましたけど、大体幼少期に、4歳ぐらいいまでに感染するということで言われておるということございまして、今お話がありましたように、中学生への検査ということで、各佐賀県とか佐世保市も取り組むような計画であるということございまして、若いうちからがんについての正しい知識とか、予防を知ることとは大変大切でございまして、成人期の定期的ながん検診の受診の意識づけになるということ、それから、保護者に対しても、がん検診への関心とか受診につながることも考えられると思っております。

それから、県や市町村の動向を見ながら、町としましても、今後、教育委員会と調整をしなければなりませんので、調整しながら、検討しなければならないのではないかと考えておりますし、現段階では、国が示す指針を参考にしながら、親世代に対する予防教育とか検診を通して、若い世代へのがん検診の予防につなげなきゃならないんじゃないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

7 番（平田 康範 君）

これで終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、7番、平田康範君の一般質問を終わります。

暫時昼食休憩とします。1時10分から再開といたします。よろしくお願ひいたします。

（12時05分 休憩）

（13時09分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により8番、須藤敏規君の発言を許可します。

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

8番、須藤敏規でございます。質問通告書によりまして、平成30年度の予算編成についてということで、5項目ほど兼ね合いますして質問させていただきます。

御存じのように、天皇の退位、即位の関係で報道されておりますが、来年30年度が平成の最終的な最後の予算になろうと思います。年号の変わり目は後々記憶に残る予算になろうかと思っておりますので、そういう点を踏まえまして御質問いたします。

平成27年度に策定されました、まち・ひと・しごと総合戦略、総合計画の後期計画の評価の中で、十分説明をいただきましたが、今後の少子高齢化の問題は私も認識をしておるところでございます。そのような中で、国においては消費税の導入、税制改正での増税、働き方改革など、課題解消のために取り組むということで行われております。

さて、そういうことで、28年度決算において、標準財政規模を見据えた中での予算編成をやっていきたいとお答えをいただきましたが、現状、町民の暮らしや地域をどのように把握されての予算になるか、思っております。財政規模と財政確保に伴う予算編成規模の将来見通しはどうお考えかということで、企画財政課長のほうにお尋ねをします。町長でも結構ですよ。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

平成30年度の予算編成についてということでお話がありました。

やはり、町民の暮らし、地域をどのように把握されているかという御質問でございましたけど、平成23年度に、議員も御承知のとおり、総合計画を策定しまして、「暮らしいちばん！住むならさざ」というキャッチフレーズを町政の運営にしております、中でも、住んでいる方々に「佐々町に住んでよかった」と思っていただけのような施策を、また佐々町に住んでいただけるような施策に取り組んでまいったわけでございます。

その結果、町民の暮らしが豊かになるよというようなことにつながったということなどで、豊かさの指標がどのように設定するかというとの関係もありまして、なかなか把握できないわけでございますけど、少なからず、町民の方の、いや、それから近隣自治体の住民の方から、佐々町というのは子育てしやすいとか、年とったら佐々がいいよとかいうようなお話も耳に聞こえるわけでございます。

特に、年をとったら佐々がいいよとかいう言葉は、地域における今、佐々町というのは介護予防の取り組みということで、そのような影響があったのではないかと、今思っているわけでございます。

また、介護予防の取り組みも各地域で取り組んだことによりまして、地域のコミュニティというのはよい形で維持できているのではないかと我々は考えているわけでございます。

次に、須藤議員が予算編成に関する将来の見通しということで、御質疑がっております。

標準財政規模、いろいろ国の地方財政計画のもとに示す自治体の一般財源の額でございますけど、この3か年間の推移というのは、平成27年度が35億円、28年度が34億7,100万円で、29年度が34億1,100万円ということになっておりまして、この数値は臨時財政対策債1億8,900万

円が含まれているわけでございます。

3年ごとに地方財政法が改正されまして、現在、平成29年度から31年まで発行できると、今設定されているわけでございます。規定されているわけでございます。また、臨時財政対策債を含めた、実際に町に入ってきた、歳入一般財源と、それから、国が示す標準財政規模との差を見ると、平成26年度が1億1,300万円、27年度が1億1,500万円、28年度が1億600万円となっております。いわゆる、標準財政規模プラス1億円程度の歳入一般財源が見込まれているというふうに見ることができるのではないかと考えております。

そうした実態を踏まえて、大体35億円というところが今年度の歳入一般財源という見方を示しているところでございまして、しかしながら、将来における見通しとなると、我が国の債務残高1,000兆円という実態から見ても、今後の地方交付税の圧縮が行われると想定されるのではないかと考えていますので、34億5,000万円というところが見通しを今、持っているところでございます。

そういうことで、我々としましても、やはり、国の動向というのが今から大変感じるところでございまして、今後どうなるのかというのは、やはり、国の動向を見ながら、町としても財政計画といいますか、そういう方向で立てなければならぬのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

ただいま答弁いただきましたように、やはり、先ほど申しました標準財政規模の35億円前後が、現在のところはそれでやっていくということは確認できました。

御存じのように、国の動向によって、市町村の財政は影響されるということもございまして。まずは、歳入面で一般財源の確保は十分でございますけれども、やはり、公平性の徴収率の向上、これに甘えてはいけないうことで、これに取り組んでいかなくちやいけないうかと私は思っております。新たに新税をつくって、町民に負担を強いるのではなくて、やはり、徴収率の向上が必要ではないかと考えております。

国の今回の税制改正でどのようにこれが影響があるとおっしゃられておられるのか、ちょっとこら辺、詳細にはわかりませんけれども、わかった範囲で結構ですが、税制改正の影響について、どのようにお考えか、ひとつお伺いします。

もう1点は事務事業のサービスの提供の反面、公平性の観点から言いましたように、徴収率の向上、決算のときも答弁いただきましたけれども、徴収関係について、副町長が統括ということでございますので、新たな方策をお持ちかどうか、あわせて2点、お伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

大変申しわけございません。税制改正については、情報が入っては来ておりますけれども、具体的に財政の試算をする段階に作業が進んでおりませんので、大変申しわけございません。

議 長（淡田 邦夫 君）
副町長。

副町長（大瀬 忠昭 君）

徴収関係につきまして、新たな方策があるのかという御質問でございます。

申しわけないんですけど、特別に新たな方策は、今のところ持ち合わせておりませんけれども、やはり、職員がそれぞれ、もう少し質の向上、勉強をいたしまして、この徴収率の向上に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（須藤 敏規 君）

実際、税制改正はいろいろなっておりますが、わからないと思いますので、来年まで、予算編成の中で煮詰めていただきたいと思っております。

徴収率につきましても、決算当時から変わらない答弁をいただきまして、非常に残念でございますけれども、来年3月の予算提案、これには検討していただきたいと思っております。

それじゃあ、歳出面についてお尋ねいたしますが、御存じのように、会計年度の任用職員の問題を含めまして、定員管理適正化計画などが入ってくるわけですが、人件費それから公共施設の年次計画、こういうのはまだ提示がございませんけれども、歳出総額につきまして、どのように抑制していこうというお考えなのか、今の段階で結構でございますが、お答えを、総額の抑制をどのようにお考えか。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

歳出面もやはり、厳しく切り詰めなきゃならない。もちろん今、物件費関係は、もうある程度限度額に、町としてはある程度来ているんじゃないかと思っております。

それから、先ほどお話がありました人件費といいますか、臨時雇用関係がたぶん、たくさんの方が雇用していらっしゃると。こういうことで、この件についてはやはり、民でできるところは民でできるような仕組みを、今後とも考えていって、やはり、物件費の圧縮に努めなければならないと考えていますし、やはり、住民のサービスというのを低下させないような、今後、課内、財政課を中心に話し合っていていただいて、予算の編成をやっていかなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（須藤 敏規 君）

歳出面の抑制については限度枠いっぱいに来ているということでございますけど、物件費につきましては、取り組むようなお答えをいただきました。

それで、長寿化の問題で先日載っておりましたけど、健康寿命が70歳前後と、長崎県の平均寿命は男性が80.38歳、女性で86.97歳、2015年の調査結果が出ておるわけですけど、御存じのように、団塊世代の先頭を突っ走っておられる町長さんはじめ私たちが75歳になるのは2025年でございます。ひとり暮らしが本格化してくる時代と言われております。

今までのように、住民サービスを満遍なく提供するのではなくて、やはり、最低限保証するサービスはどこまでか。やるべきこと、できることは何か。今の段階で町長はどのようにお考

えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい質問でございますけど、先ほど申されましたように、65歳以上というのが、今26.8%、佐々町にいらっしゃるわけでございます。その中で私が先頭を切っているわけですけど、団塊の世代というのがいらっしゃるって、その中でも、大部分を我々が占めておまして、先ほど申されましたように、75歳以上、後期高齢者に入るわけでございます。そのときの保険、施設、やはりあるのかということも考えなきゃなりません。福祉の切り捨ても出てくるのではないかと考えております。

しかしながら、やはり、我々としては、住民サービスをどうして維持していくのかというのは、やはり財政が持つておかなければならないということも相反するわけでございます。

先ほど、須藤議員がおっしゃったように、維持するということも、なかなか厳しい時代になると、私達もそう考えていますし、これは職員のみならず、2040年問題というのは、大変厳しい時代が来るのではないかと考えております。

しかしながら、これをどうにかして私どもは維持したいということで、今考えておって、やはり、これも住民サービスを維持するには、やはり人口をふやすとか、人口をたくさん来てもらおうとか、交付税を減らさないような仕組みというのは、日本全体で考えていただければと思っていますし、やはり、ただ何でもできる行政というのが、お話がありましたように、何でもするという事は、なかなか難しい時代に来ると。

やはり、後退するといいますか、勇気ある撤退ということも考えていかなければ、やはり、今からの予算というのは、少子高齢化ですから、税収も入らない、それから交付税も少なくなると考えれば、そこは住民の方にもきちっと説明してやっていかなきゃならないと、将来的にはそうなるのではないかと考えていますけど、やはり、できる範囲だけでは、我々としても、住民の方のサービスというのを後退させないような仕組みというのを考えて、これは職員全体で、それから議員の皆さん方も一緒になって考えていただいて、我々もそういう方向性でやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

町長おっしゃいました。老人が26.8%現在おられるということでございます。本年の11月末のをちょっと調べてみましたが、人口が1万3,866人、後期高齢者の方が1,763人12.7%、前期高齢者、私たちですが、1,956人14.1%、合わせて26.8%の試算になっているようでございますけど、我々のほうがすぐ14.1%、後期高齢者より多い時代になってきます。

今後、介護保険での見直しとか、県での国保の管理とか、下水道、農集排の企業会計化の問題、それから、臨時非常勤職員の雇用関係の問題とか、もろもろの課題が山積みしております。来年度はよりよき予算になりますよう期待をいたしておきます。

次に入ります。

先ほど、物件費の抑制と町長おっしゃいましたものですから、ちょっとお尋ねします。

予算編成方針に毎年度、補助金等の見直しを指示されておりますが、なされておるのかおられないのか、見えてまいりません。公益性、公共性からしても、補助制度の検証をして、予算化

すべきではないかと伺いたいということで、事務方なんですかね、企画財政課長、お尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

今、御質問にありました補助金等につきましては、毎年度御質問にありますように、予算編成方針には、もう過去何年も続けて書き込んでいるところではございます。しかしながら、過去の経緯を見ても、なかなかその補助金の適正化といいますか、見直しについては、なかなかうまく作業が進んでないというのも実態でございます。

今、御指摘のように、補助金についての公益性なり公平性の視点から制度を検証して予算化すべきではとのことではございますけれども、こういった公益上必要なものかどうかというのをしっかりと見極めをして、積極的な見直しを行うようにということで、予算編成方針には、一応示しているところではございますけれども、なかなか進め切れてないという状況がございます。

ただ、担当課として、全体の補助金を見る中で感じている部分が1点あるとすれば、運営費補助金というふうな形で補助をしているものも、中にはございます。そういったものも含めて、今後どのようにしていくかというのは、新年度の予算編成へ向けて各課、担当課とも協議しながら取り組んでまいりたいというふうに考えておるところではございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

なかなか指示をなさっておるようですができていない。業務の関係もあろうかと思えますけれども、既に皆さん、御存じと思うんですが、自治法の施行令に書いてあります。負担金、補助金、交付金、それぞれ書いてございます。その中から、法律に基づいて出すもの、それから条例に盛るもの、そら、今さら私が言うまでもございませぬが、一生懸命決算書をコピーして一覧表をつくってみました。なかなかたくさんございました。

一般会計で言えば、いくらですかね。302、国保で27、介護で21、後期高齢者で8、下水道で4、農集排で3、水道で5、もうばらばら忙しくて整理できなかったんですが、全体で370件の負担金補助及び交付金から出ております。それ学校とか中学校で同じものが出ているかもわかりませんが、やはり私が言いたいのは、先ほど企画財政課長がおっしゃったように、それ目的ごとに区分けをなさって、やはり、統合できるものは統合、廃止できるものは廃止するようなあれをしていただきたいという趣旨で質問いたしておるものですから。

そこで毎年、報告のあるものにつきましては報告書が、実績が上がってきておるんですが、残額について、そこら辺から判断しなくちゃいけないと思うんですが、報告の中で残額、上がってくる実態は、把握なさっているのかですね。それぞれの各担当課に実績報告書が上がってきていると思うんですが、上がってくるものは上がってきていると思うんですが、そこら辺は、実態はどうなんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

今、御質問の各担当課における補助金を支出している団体等からは実績報告は上がってきているかと思しますので、財政が全てを集約しているわけではございませんが、各担当課はそれぞれの団体からの決算を見て、先ほど、残額という表現をなされましたけども、いわゆる決算でのそれぞれの団体における剰余金とかというところは、それぞれの課で把握できているものというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

9月議会でしたか、私、町長か議長さんかの運営的な問題、残額が出しているより非常に多いという質問をしたことがございます。

例えば、10万円出したら残額が30万円も残っていた。そしたら積み重なっていくばかりなものですから、やはり実際使うものだけが補助するという、この町の行政の支出の制限があるものですから、余っておるとまではやる必要がないという、私は考えておるものですから、実績によって、残っている分については翌年度は補助を出さないとか、そこら辺まで踏み込んだ検討をお願いしたいということで、やはり、見直しの基準を、1年かかって結構ですので、つくり上げて、2019年度としか、今のところは言えませんので、それには間に合うように整備をお願いしたいということでございます。いかがでしょうか。できますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

補助金の適正化ということで今、お話がありました。これについてやはり、剰余金ですか、繰り越しですね。年度の繰り越しというのが、やはりたくさんあるというところについてはやはり、町として財政が苦しいわけでございますので、そこら辺の見直しについてはやっていかなきゃならないと思っています。

2019年度中にできるのかどうかというのは、やはり、補助金の適正化委員会ですか、そういう適正なこういう会議をつくって、それで全体的に見直しというのをやっていかなきゃならないのではないかと考えていますので、そこら辺については十分、皆さんと職員と協議しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

町長、3年とは言っていないんですよ。1年あるんですから、1年で2019年と言ったつもりなんですけど。1年かかってしていただけんか。いかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、須藤議員がおっしゃったように、その中で、我々も十分検討して、適正化について見直しをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

次にいきます。

3点目なのですが、し尿の前処理問題でございます。

長年、これもう8年以上前からいろいろ質問しておるんですが、こればかり引きずっていくわけにいかないもんですから、ここで何とか町長に結論づけた回答をいただければ、私も毎日いららしておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

人口減少とか、先ほど高齢化の問題も言いましたけども、やはり、何でもできる行政から撤退する行政の手法が必要ではないかと思っておりますので、し尿の前処理施設の建設問題について、はっきりした意思と明確な方向性を、議会と住民に示していただきたいということで、この件につきましては全て町長になろうかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これについて3年間で検討するというので、須藤議員、議会の皆さん方にも大変御迷惑をおかけしているわけでございます。

私どもも早くこれについて判断しなきゃならないということで考えているわけでございます。ただ、平成26年度に、須藤議員さんも御存じのように、連携中枢都市、広域圏のほうが浮かび上がってまいりまして、この中で、これがどうなるのかというのは、今からの話し合いになるわけでございますけど、本町としましても、早く結論を出さなきゃならないと思っております。

やはり加入、今、我々もその中で、3年間の中で加入促進というのを、たぶん、担当課のほうも一生懸命やっているんじゃないかと思っておりますけど、なかなか促進が進まないということ。それから、し尿の量もそういうことであまり減らないと、処理する量が減らないということで、今、民間に来ているわけでございます。

これについても、町としまして、私としまして、皆さん方に長くこういう御迷惑をかけることになると思っておりますので、町としまして、今年度中にははっきりした結論は出したいと、皆さん方にお示しをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

確認したいんですけど、今、26年度に連携中枢都市圏の話が出てきて云々とあったんですが、26年からもう連携中枢都市圏の話があつたわけですか。確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申しわけございません。26年度は佐世保市の中核市の話があったということで、そういう連携が入ってくるのではないかと考えていたということでございますので、大変申しわけございません。よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

なかなか歯が抜けませんので、非常に質問が難しくなってきましたけど。町長、以前から、やっぱりスピード感を持ってやるということを常日ごろ、予算のたびに去年か。ことしはチャレンジしないのはどうかとか、キャッチフレーズは毎年いろいろ掲げてきておられますけども、どうなんでしょうかね。そういうことからしたら、3年間というのは検討時間が足らなかったから、まだ検討期間延ばしてくれとおっしゃるのか。当初、債務負担行為を出されるときに、無理な議案を提案したということなんですかね。3年間何もできなかったのにはどこに原因があるとお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

原因はやはり、3年間で町としてどうするのかというのは、いろいろな考えがありました。そして、加入促進ももちろんやらなきゃならないということで、そういうことをいろいろ3年間の中で検討させていただいたということで、その後、佐世保市が中核都市になって、それから連携中枢のお話が出てきまして、町として、私がもちろん判断が遅かったこともあるわけでございますけど、やはりなかなか、そういういろんなことが進まなかったということがあるわけでございます。

そういう中で今回、連携中枢都市が出てきましたものですから、その中でまた、話し合いを今なされているということでございまして、そういういろんなもろもろがあったということで。

ただ、私ども3年間、皆さん方にきちっとお示しすべきだったのができなかったというのは大変申しわけないと思っていますし、今後、そういうことで、今年度中には、町としてどういうふうにするのかというのは結論は出ささせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

わかりました。町長自身の判断が遅かったので、今年度中には結論を出すということですね。私からいけば、関係住民の関係者にとっては、し尿の処理ができれば、行政がしようが民間がしようがどうでもいいということを、住民の方、関係者の方は思っているんですよ。処理できればいいわけですからね。お金がかかっても。

判断は議会、私たちがいいかどうか判断する材料を示していただかなかったというところに問題があるわけですから、来年3月までには結論を出していただきたいと、そのように思いま

す。

もう1つ、今、連携中枢都市圏のお話がありましたですね。いろいろ協議して、来年の10月ごろですか。議会に上程するスケジュールになっていると思うんですけどね。果たして、今の職員体制から過重になるのか。費用負担はどうか。うちの総合計画、後期計画にとってメリットがあるのか。やはり、総合判断をしていかなくちゃいけないと思うんですね。そこら辺は十分煮詰めて、議会には提案していただきたい、そのように期待をしておきます。

続きまして、学校給食会計についてお尋ねをいたします。

御存じのように、学校長の責任で管理する方式と一般会計とか特別会計をつくっても結構なんですけど、予算化して管理する方式があろうかと思えますけれども、この徴収金の負担業務が今、学校では業務が過重ということで問題になっておりますが、開放しなくちゃ、行政として取り組めることはここら辺かなと思います。

相対的には、県の教育委員会とか、全体的には取り組む課題でございますので、そこはまた、別途お尋ねするんですが、実態として、今の徴収状況とか、未収金が発生した場合の対応をどうなさっているのか。それと、改めまして一般会計との移行について考えはあるのかということでお伺いをいたします。教育長さんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のとおり、教職員の負担軽減については、大きな課題として改善が必要だというふうに考えておるところです。

本町の現在の給食費等の徴収業務は、各学校に諸費用集金業務を担当する方の人件費相当分を、町が自主的に補助する形で配置しております。

徴収業務に教職員が当たるということは、ほとんどございません。なお、本町は、校長が管理する私会計方式によって学校給食費の徴収を行っているということでもあります。

具体的な徴収・運用方法については、児童生徒が持参した給食費やPTA会費等を諸費用徴収業務担当者が受け取り確認、記帳、銀行へ預け入れ、領収を兼ねた徴収袋の学級別の整理を行っています。最終的には管理職が確認を行いますが、教職員、担任が行うのは、児童生徒への徴収袋を返却する程度というのが現実でございます。

御質問の徴収状況についてでございますけれども、平成28年度の徴収状況は、滞納者が小学校1件、中学校1件の合計2件となっており、徴収率は3校合わせて99.85%となっております。なお、平成24年度から平成28年度までの過去5年間の平均徴収率は99.84%となっております。

未納者が発生した場合の対応についてでございますが、未納者については、学校から督促状を発送しております。その配付は郵送をもって行っております。それでも納金されない場合は教育委員会事務局と連携しながら、副教頭が督促の電話連絡をいたします。

未納者の中でも、経済的に困窮されることがある家庭については、福祉の専門家のスクールソーシャルワーカーと連携して、準要保護の説明と手続、方法等をお知らせし、就学支援を受けるように促しているところなんです。

それから、一般会計の移行についてですが、公会計の移行については多くの課題もあり、文部科学省が来年度の概算要求に徴収方法のガイドラインを策定するための経費4,700万円を計上したとの報道があっており、徴収方法の改善の具体策については、来年度のガイドラインにあつて明らかになるのではないかと考えております。

本町においては、給食費徴収業務における教職員の負担軽減への対応はなされておるとは思いますが、今後、文科省が出す徴収方法のガイドラインの内容が明らかになり次第、さらなる

改善が必要であるかどうかということを検討してまいりたいと思っているところです。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

総論としては、学校教職員の負担にはなっていない。国が来年度徴収ガイドラインをするので、それを見て改善をしていきたいというのが総体の結論と思いますが、負担になってない。

それではちょっと、細かいところで申しわけございませんが、学校給食会計の会計責任者はだれとなっているのか。通帳名義、それから、お金の取り扱いの方の法的規制はないのか、責任所在は明確になっているのかということで、小さいことですが、お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

通帳の名義は学校長名になっております。

それから、現在までの学校給食費の管理については、かなり古うございますが、昭和32年9月1日に文部科学省のほうから学校給食費の徴収、管理上の疑義についてということで、これは福岡県教委からの質問が出たことに対する回答がっております。

学校長が給食費をとり集め、これを管理することは差し支えないという、この通知に従って、現在は学校が管理する私会計という形で管理徴収が行われているところでございます。

しかるに、私会計ということで校長名で通帳をつくれ、校長名で徴収を行っているということで、会計責任者は校長ということになるかと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

ただいま、私会計であるので現金取り扱いは自由であるというような御答弁でございますけれども、それはおつけします。

それでは、文科省が10月31日に学校給食の実施状況ということで発表されておりますが、平均月額が公立小学校で4,323円、公立中学校で4,929円ということがありました。本町の場合は小学校で4,000円、中学校で5,000円徴収していると聞いておりますが、そうですかね。それで現状、佐々町の場合、平均月額はどのようになっているんでしょうか。給食費を納めている小学校、中学校はどんな状況ですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

徴収額が小学校4,000円、中学校5,000円って、4月から徴収を始めて、2月まで定額で徴収いたします。そして、3月の徴収金で年間の調整額を徴収するというような形になっておりま

す。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長いいですか。教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

すいません、平均月額はちょっと算出はしておりませんが、大体4,000円、5,000円程度で、私が現場におりましたときにおさまるように調整をしながらやっているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

4,000円、5,000円は先ほど言いました。それとっているのはわかるんですが、3月に調整なさっているということは、例えば、先ほど徴収率が九十何%かおっしゃいましたね。私が心配するのは、入ったしこで調理を、買うてやっているんじゃないか。

以前は学校の先生たちが異動になりますですね。未収金がたくさんあったんですよ。そうした場合は先生たちが異動のためにチャラにして転校していったというのを聞いたものですから、確実に年度ごとに整理をなさったのかなと思ったものですから。国の平均より安ければ結構なんですけども、やはり把握をしっかりといただきたいと思います。そしてまた、当初予算で上がりますので、御指摘をしておきます。

次に、ちょっと給食費関係でお尋ねしたいんですが、準要保護世帯をソーシャルワーカーにて指導をしているという御答弁があったんですが、それでは、要保護世帯と準要保護世帯の方が対象で補助をされておりますですね、給食費については。

先日、新聞記事に載っております、県内の就業援助率が21市町の教育委員会の回答結果を載せました。15年度が12.07%、16年度が13.2%、県の平均で15年度が17.23%、16年度が17.49%、周知方法は年度ごとに全世帯に配っていると教育委員会のほうから新聞社に回答があっているようなんですが、要保護者、準要保護者の人数をそれぞれ、何人でこのようになっているか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

お答えさせていただきます。

小学校ごとと中学校ごとでよろしいでしょうか。個別に申し上げさせていただきますと、佐々小学校で要保護世帯が3、準要保護で40、口石小で要保護7、準要保護で56世帯、佐々中学校、要保護は7世帯、準要保護で69世帯となっております。これは29年度の状況でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

小さいことでまことに申しわけない。この方たちは、やっぱり国とか町から補助金が出ている。滞納者はおられないということで理解しとけばいいんですね。はい、わかりました。

それでは、要するに、この給食費の関係では、教員の皆さんには影響はあってないということを理解しとけばよろしいんですかね。そこだけ確認させてください。本来、学校は学校教育法とかで、本来する業務がありますね。学力向上、食育問題とか、いろいろ給食関係でございますけども、それには影響ないということですね。

いろんな部活の問題とか、今、国で論議をされているものですから、そこら辺が、通達がたぶん、給食費については市町村がしなくちゃならないようになったものですから、来るだろうと私は予測していますので、早めに対応しとかないと、電算システムとか納付書の発行とか教育委員会ですること、学校長がする業務の範疇とか、いろいろありますね。栄養士の責任とか管理責任がそれぞれ読んでみましたが、大変学校給食については管理責任が大変なようでございますので、そこら辺、十分認識の上に、対応方を指摘しておきます。

最後になります。時間がたっぷりありますので、1時間限度内で最後いきます。

私は技術的に配管基準とかその仕方、よくわからないものですから、先日、ホームページのほうに私道等における配水管の整備取扱要綱というのが載っておりましたので、施行日が書いてなかったもので、いつとなっているのかということが1つと、それから、その趣旨の中に、有収率の向上を、水圧不足の解消及び利用者の負担の公平化を図るためとあったものですから、ここら辺についてちょっと、お尋ねをしたいと思います。

現下の有収率の向上、水圧不足はどのような状況なのか。それと、どういうことを想定なさっているのかということ、ちょっとお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すみません、御指摘のとおり、私道等における配水管整備要綱の施行日については、今年度10月1日に告示をし、告示した際に、この要綱は告示の日から施行するというようにしておりましたけれども、実際、ホームページに載せておりました分が、日付が記載漏れでありました。大変申しわけなく思っております。

掲載したものについては、早速日付を入れ直しまして、ホームページのほう修正をさせていただいております。

それと、有収率の向上と水圧不足の解消及び利用者の負担の公平化を図るためということで書かせていただいておりますけども、道路に埋設された水道管には、町が管理する配水管と水道本管と普通呼びますけども、それと、個人が管理する給水管というものがあります。

個人管理の給水管から漏水修理があった場合、水道メーター前までの部分的な修理を個人の方をお願いをしているんですけども、なかなか料金に反映されないため、補修がしていただけない現状にあります。そのため、有収率の低下につながったり、水圧や水量が不足することもありますので、町で補修をしているのが現状であります。

こういった水圧不足の解消や同一料金ですけども、水量が足りないといった方の負担の公平化を図るということで、要綱を整備し、条件に合致した箇所については、町が更新をする際に水道本管として整備をし、管理をしていきたいと考えて、今回、要綱のほうを作成させていただいております。

ちなみに、布設するための要件ですけども、布設道路幅員が1.5メートル以上あることということで、町が管理できるような道であることということで、つけさせていただいております。

それと、メーターが5個以上あって、公共性が高い道路もしくは配管であること、それと、所有者が既設給水管の権利を放棄し、あくまでも個人さんの配管でありましたので、権利を放棄し、廃止の承諾や新たに町が布設する際の新設配水管への接続の同意をしていただけること、それと、既設給水管からの布設から20年以上経過していること、また、新たに布設する配管が20メートル以上、もしくは水道メーターの個数に応じて12メーターまでと。仮に言いますと、5個ですと60メーターまでは町のほうでそういった布設替え、もしくは更新をしましょうということで、考えております。

実際今、現状では、私どものほうで確認しておりますのが、町道に埋設されて複数が利用している配管で、今お話ししましたように、5軒以上が利用されている箇所が9か所ほどあります。うち、私道の部分が5か所、町道部分では4か所となっております、個人で寄附採納、それ以前に開発等で受け取った分については、11か所程度、今あります。

主に、水道の本管が整備されていない、離れた箇所に建物が新築される場合に、そこまでの私道や町道に水道管を個人が埋設して利用されていますけども、そういったところが漏水の原因になったり、後から、建物が新築される際に、個人同士のやりとりで分岐をされたようなところを対象として考えて、今回の要綱をつくらせていただいております。

以上、概要のほう、説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

全体的には、法的なことはよう検討なさって整備されたと思うんですけど、私は具体的にイメージがわからないもんですから。

水圧不足の解消ということで、決算書からちょっと見てみたんですけど、給水件数が5,990ありましたですね。その中でやはり、平たん地とか中間地、山間地とか、いろいろあるんですけども、そういう区分の中で、水圧というのは、平準水圧というのは基準はあるんですか。先ほど、水圧不足の解消とあれば、いくらが基準があるのかというのをちょっと教えてください。

やっぱり、いろんなパターンする場合、何か所かは水圧をずっと日ごろ調査なさっているとしますので、5,990の配水管で、圧でどのくらいいって蛇口で出るとか、基準があって水圧不足というのは出てくるもんですから、ちょっとお知らせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

今、お話があった水圧不足というものについては、一応、給湯器の作動する水圧が0.15メガパスカルとなっております。最低水圧はそれ以上ということで考えさせていただいております。

それと、水圧と水量も関係はしてきているんですけども、先ほど話しましたように、もともとが個人さんで布設された管が20ミリ管なのに、別の方がその方から了解を得て、分岐をされた場合などは、もともとの管が小さいために、平たん地でも水量が今度出ないような場合が出ております。そういったところにつきましては、今回の要綱に基づき、合致すれば整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

ということは、平たん地も中間地も山間地も、先ほど0.15メガパスカルと。ちょっとどのくらいの圧かは知らんとですけど、消防の放水をじゃーっとするのか、風呂をびゃーって出すのかどういう、何かイメージ的に、この0.15メガパスカルですか、基準とおっしゃったんですけど、イメージでわくようにちょっと、できませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

大変申しわけありません。私も量的なもの、水圧的なものを上手に御説明ができなかったんですけども、先ほど話しましたように、給湯器が屋外についていますけども、その給湯器、蛇口をひねったら給湯器が作動する水圧、最低の水圧以上というふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

イメージがわかりませんが、結構です。

基本的なことをちょっとお尋ねしておきます。

要綱をそれぞれ見ますと、道路とかそれぞれ定義が第2条ですか、ちょっと確認したいんですが、道路というのは、道路管理者が管理する道路という認識でいいのかが1つ。町が管理するとか、いろいろ書いてあったもんですから。道路管理者が管理するのと町といたら違うもんですから、そこをちょっと、全て道路管理者なのかというところが1つですね。

あと、私道ってありましたね。公道以外の道路ってあるんですけど、例えば、民間の方が住宅をつくる団地内の道路、これも入るのかどうかですね。後は町に道路をやろうという見込みの道路ですね。何というのか、道路管理者に移管しようという、やじらしいから町にやろうというあれですね。そのかわり、水道管も引いてくれとか、いろいろ要望が今後出てくると思うんですよ。

そがんと、私道ということで早目にとらえるのか、そこら辺だけ、ちょっと小さいことで申しわけないんですけど、根本走る前に理解しとかんば、やはり、公表された以上は、相談を受ければ相談乗ってやらんばもんですから、ちょっとお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

要綱の2条に、公道ということで確かに書いてあります。公道は次に掲げる道路ということで、道路法に基づく道路、それと法定外道路、これは赤道とか里道とかいうことで考えております。それと、国または地方公共団体または土地改良区が設置する農業用の道路ということで、分けさせていただいております。

あと、それと別に、今お話しした分が、公共団体等が管理している道路ですけども、私道と

ということで、公道以外の道路ということで、その道路についても、今回の要綱の中で整理をさせていただいているつもりであります。

それと、民間の開発した道路はどうでしょうかというお話だったんですけども、開発に伴う3,000平米以上の開発については、基本的には、町へ帰属するというのがルールになっておりますので、下水道管にしても、上水道管にしても、道路施設そのものについても、3,000平米以上のものについては寄附とかいうのではなくて、相手方につくってもらって町に帰属するという形をとらせていただくようになろうかと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

課長、あと時間ありませんので、簡素化によろしく。

水道課長（橋川 貴月 君）

今回考えておりますのは、あくまでも新たにつくられるような道路ではなくて、既存の配管を利用していらっしゃる方を救う救済措置として考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

今、既存の町内をずうっと頭で浮かべているんですけどね、民間会社が家を20年、30年前でずか建てられて、3,000平米以下のところを今、想定して考えているんですけど、もしそこから、こういうとで、「ああ寄附します、ここは役場にしてもろたほうが安くなるわい」と言うて出てくる可能性があるから、ちょっと質問しているんですよ。そういうのはないということですね。

今、想定した中での、さっき9か所ですか。私道の中にある5か所が私道と、そういうのは、団地内の道路というか、分譲宅地して整備できない、水圧が低い、基準は15メガパスカル。当然、水圧をはかってされるんでしょうね。これ以下のところをしていかれると思うんですけど、そういう水圧の確認検査とかしていく要綱になっているんでしょうね。それ、ちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長、あと時間ありませんので。

水道課長（橋川 貴月 君）

今回の要綱につきましては、お話があったように、水圧もですけども、あくまでも個人の所有物ですので、関係者より相談があって、こういう寄附の条件が整いますよという、条件が備わった場合についてのこういう要綱に当てはめるということで考えております。

それと、水圧自体については職員のほうが、実際どのくらい出るのかというのは確認をささせていただくことになろうかと思えます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

最後をお願いします。

8 番（須藤 敏規 君）

全体的に、この要綱を今ずっとお聞きした場合は、私道までする必要はないと私は思いましたですね。こういう箇所があれば、やはり補助制度を検討なさって、事業費のいくらかを出すような方策のほうがよかったんじゃないかと私は思います。

後々支障がなければいいですけども、ここでは第三者が来たときも役場のほうは打て合いませんよと書いてあるんですけどね。果たして、町がつくった要綱で、そういうのは書いても、結局は言われますよ。町がお金使うてすればですね。公金支出は心配して質問しとるんですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番議員、時間になりました。

8 番（須藤 敏規 君）

ちょうど10分になりますから、これで終わりますので、苦言として申し上げておきます。以上です。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8番、須藤敏規君の一般質問を終わります。
休憩します。15分から始めます。

（14時10分 休憩）

（14時17分 再開）

— 日程第6 一般質問（永安文男議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、1番、永安文男君の発言を許可します。

1番。

1 番（永安 文男 君）

1番、永安文男です。それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、入る前に、先日の佐々町安全安心の集いでは、大変お疲れさまでございました。その中で、江迎警察署の交通課長から、交通事故の情勢報告がありましたけれども、ことし県内で45人の方が死亡されて、そのうち65歳以上が34人で7割以上の高齢者ということでございました。道路横断中の事故が非常に多くて、手のひら運動、それからシートベルトは命綱、気の緩み、一杯だけが命とりといったようなお話がございまして、交通事故防止の安全、交通安全に積極的に取り組まなければならないというような考えを持ったところでございました。

そこで質問に入るわけですけども、まず佐々町の第6次総合計画後期計画の戦略目標で、犯罪や交通事故から町民を守るということで、交通安全対策の推進、取り組みということで、交通事故発生危険箇所等への歩道、ガードレール、カーブミラーの設置といった交通安全施設の整備を推進しますというふうなことで掲げてあります。

1つ目としまして、通告書に1つ目として、交通安全の対策についてというふうに書いておりますけれども、1つ目のカーブミラーの設置ということで、いろいろと御質問をしたいとい

うふうに思います。

まず、交通安全対策費で、カーブミラーの設置については箇所によって見通しが悪いところに、交通事故が発生するおそれがあるところに設置していくと。町内会長からの要請で対応されているものというふうに思うわけですが、このカーブミラーの設置の状況をお尋ねいたします。

まず、申請事務の手続、この流れ、手順ですね。それから、この上がってきた手順でどのような対応がとられて設置まで進んでいくのか。それから、申請に対して設置されたのはどのぐらいになるのか。過去3年間で新規のカーブミラーがどのぐらい設置されて、今年度あと12月ですけれども、今年度いくらかということで、傾向がわかると思いますけれども、その辺のことをまずは教えていただきたいと思います。

それから、通告に書いておりました設置基準というものがあるということでございますけれども、この辺のことをあわせて教えていただければというふうに思います。

以上、まず、そこからお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

交通安全対策についてということで、カーブミラーの設置について、1番議員からの御質問でございます。

カーブミラーの設置申請につきましては、各町内会より前年度の、例えば今月だったら12月までに要望書を出し提出いただくということで、この前の町内会長会でもお話をさせていただきました。次年度の予算要望をしていると、それで予算要望するということになっております。その後、4月以降に申請を上げていただいて立ち会いのもとに、現地立ち会いといいますか、現地の確認を行いまして、受理するかどうかの判断を行ってまいっているところでございます。

平成26年度は申請件数が8件で、全て採択をしております。平成27年度は6件の申請で4件が採択をしております、平成28年度は8件の申請で5件を採択しておるわけでございます。

今月の町内会長会で、佐々町の道路反射鏡の設置基準というのを説明させていただきました。今回の基準では従来の交通事故防止の目的に加えまして、第3条で意義としまして、自動車運転者が道路交通法、そのほかの法令の規定を遵守して自動車の運行を行った場合において、ほかの自動車等の通行による危険に対しまして、当該危険を未然に確認することが不可能、または困難な場合の補助施設として道路反射鏡を設置するというものとして、一時停止とかそれから目視確認、徐行運転、譲り合い等を確実に行っていただいても、まだ危険な場合にはやはり設置を検討するというものにしておりまして、この設置基準の詳細については総務課長をもって説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

これまでカーブミラーについての設置基準というものはございませんでした。今回つくった基準につきましても、どれでもこの基準で許可する、それとも判断がつくような基準というふうなことにはなっておりません。基本的に交通道路の安全と円滑を推進し、もって自動車の交通事故を防止するというのが目的でございます。

今回改めて意義として先ほども説明がありましたけれども、あくまで一時停止とか目視、そ

して徐行、譲り合いというふうなことを行った後においても、まだ危険な箇所というふうなことで、カーブミラーの設置の基準を考えていきたいということで、このように述べております。

場所的につきましては、3種類の道路を検討しております。まず一つは交差点ですね。T字路、それといわゆる交差点やT字路等につきまして。それと今度は屈折部と言いまして、鍵状に曲がった道でございます。ここあたりもセンター線がある場合は、もちろん大丈夫なわけですが、それが無い場合のいわゆる屈折した道路。それともう一つはカーブですね、湾曲した道、これもセンターラインがないという場合で、それぞれに徐行したりして運転していても、なかなか先が見えにくいという場合について、カーブミラーを補助的な施設として設置するというふうなことをうたっております。具体的に角度がどうのというふうなことは示しておりません。

現場がまちまちでしょうから、申請があれば町内会長さんと一緒に現場に行って検討して、成否の判断をいたしまして設置する場合は設置する、お断りする場合はお断りするというふうな方向でいきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
それから一つ、一番最後に現在あるカーブミラーの管理についてということでお話があります。これにつきましては、今現状担当職員での対応というのがなかなか、これが掃除するというのがなかなか難しいわけですね。そういうことで、現状は住民の皆さん方からの通報を受けて、職員が対応するという状況でございまして、今月の町内長会でも御質問がございまして、住民の方に異常が気づかれたら、直接総務課のほうに来ていただいて、あとは総務課のほうで対応して業者さんに頼むのか、職員で行くのかというのは、判断しながら対応していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1番。

1 番（永安 文男 君）
ありがとうございます。いろいろと今、まだ私が質問していないところまで町長が管理の面まで答弁していただいて、次が持っていく方がありますので。

ちょっとその前に、今いろんな形の中で、カーブミラーの数等についてお知らせ、それから設置基準についてお知らせをいただきました。

まず、町内会長から、会長さんから上がってくる分についてのカーブミラーの設置というのは、やはり見通しが悪くて危険だからというようなことで、地元から上がってくるものというふうに私は認識しとったものですからですね、今こういうふうに総務課長から説明をいただいて、この間の町内会長会の資料として、うちの町内会長から設置基準というのを見せていただきましたので、その内容等については確認をいたしたところですが、すけれども。

今言われるようにカーブミラーに頼るといのが一番危険な問題ということは、本当にそうだと思います。それで、なおかつ出会い頭とか、そういうふうな見えないところで目視とか譲り合いとかいろいろ、まずもってすべきことをした部分で見えないところ、そういうふうに必要とするところの補助的施設だというふうに、改めて皆様とも認識をしていただかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

それで、基準について、数については後もってちょっとお話ししますが、27年度に4件、それから28年度に5件、それぞれ地元から上がってきた部分で、採択になっていない数があるというふうなことが今、答弁があったわけですが、その分についていろんな内容的なこと、問題点があるのかどうか、あれば今後のこともありますので教えていただければというふうに思います。

それから、基準について、やはり今言いましたように、上がった部分でだめというようなケースがあるというようなことを聞きまして、それで考えるところによっては、建てる場所の敷地の関係が、民有地とかいろいろな問題でだめというようなことも考えられるんですけども、その辺のことをしっかり協議した中で、どういうふうな対応がとられているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、あと基準の中に費用負担のことが書いてございました。その費用負担で新設は町で行うと。区分的に私が解釈間違えてあればお許しいただいて説明をいただきたいと思うんですけども。費用負担で新設は町で、移設や撤去は原因者負担というふうになっている部分で、その町との協議のケースというのが、これからの問題ですので、これから今説明がありましたように現地確認をしながら、町内会長、それからいろいろな関係者と立ち会い、協議の中で設定していくというようなことであるかと思うんですけども、その辺で今までの中で、ケースとして考えられることを教えていただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

個別の問題はここで御説明は控えさせていただきたいと思います。その理由に該当する部分につきましては、しっかり一時停止や目視をしていけば十分に確認がとれるという道路なものですから、そこについてはカーブミラーの設置はいたしませんということでございます。

今、全国で問題になっているのが、カーブミラーを頼っていくがために、逆に通常の確認事務を怠らないで事故が起きているという部分が非常に多いというふうに聞いております。

それと、町内の町道、ちっちゃな町道におきましては狭隘でございますので、基本的には徐行というのが大原則でございます。それと、開発をされた宅地、団地内においても、たくさん家が集中しておりますので、普通は徐行というのが基本でございますので、そこらあたりで逆にカーブミラーを重視、見ながら運転をしてしまうという箇所につきましては、申請をいただいても設置できないということでお断りをしているということでございます。

それと、立てるところがだめとかいうことでございまして、カーブミラーを設置して相当の年数、カーブミラーはそこに立ちますので、基本的には道路を中心に立てていくというのが原則としております。それと町有地ですね。であれば、カーブミラーの設置をするということで考えております。

次に、費用負担ということで中で述べておりますけど、この分につきましては、町内会からの要望をもって設置をいたします。ところが、例えば個別、個人のその近くの家が家を建てかえるのでどけてくださいとか、そういった個人的な理由で動かしてくださいとかいうような場合については、原因者負担でお願いしますということでございます。

それと、よくあるのは車が接触いたしまして壊れたりとか、倒れたりという場合がございますけれども、この分については加害者の方からの負担ということで、なかなか見つからない場合が多ございますけれども、そういった場合は町が修理をしております。

ですので、特別に町内会からの要望があるかということではなくて、誰かの個人的な要望によって移設をしなければならぬ場合は、個人の負担でお願いしますということでございます。

ですので、町内会の負担というのは、通常では想定しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今カーブミラーの設置基準等の中身について確認がとれましたので、今後そういうふうな問題を把握して、いろいろ町内会活動、いろいろな要望等が出された場合等については、この基準に基づいてされると。この基準に合致しない部分は、町と協議しながら進めていかれるということで確認とれましたんで。その辺は最初に申し上げましたとおり、交通安全に関する部分というのは、やはり加害者、被害者、双方ともずっと長い年月苦しみがあつて大変な思ひをされるもんですから、今総務課長から話がありましたように、頼り過ぎて事故になるということも懸念があるわけですが、その辺のことも踏まえてカーブミラーの設置については、やはり双方とも真剣な捉え方をやっつけていかなきゃならないというふうに思ひます。

それから、あと、現在カーブミラーがたくさんあるわけですが、このカーブミラーの管理についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

先ほど町長、ちょっと管理のことをおっしゃったんですが、この数がどのくらいあるかというようなことが、もし把握されておれば教えていただいて、別にその数がどうだこうだという話ではございませんけれども、把握されておれば、その数を教えていただければと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

カーブミラーの設置数につきましては、また場所につきましては、残念ながら今のところ数は把握しておりません。道路台帳のGIS化を行ったときに、カーブミラーも一応押さえてはあります。町道においては押さえてありますので、今後そのカーブミラーの設置箇所については、今後の課題として把握していきたいというふうを考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、数は大変な数でございまして、私も町内をずっと回つて、どのくらいあるのかというのをずっと見て回つたわけですが、大変たくさんありまして、佐々町がこれだけたくさんの設置を今まで、交通安全に対して重ねられて、本当に佐々町の交通安全対策というのが一生懸命なさつてきておられるというようなことを感心いたしましたところでございます。

ちなみに、それぞれ数が、路線ごとにずっとチェックをいたしたところ、大きい道路、まず神田線、それから野寄角山線、それから江里線とか、いろいろずっと大きいところを行ったときに、やはりたくさんのカーブミラーがある中で、やはり方向が違ふところを向いたりとか、用をなしているのかなと思ふような、見ても見えない機能を果たしていないカーブミラー、それからコケとか傷とかでちょっと反射鏡の面が少し支障して、そういうふうなことでカーブミラーの機能が果たせていないというような状況も見受けられますので、その辺のことで、ちょ

と管理について、お伺いをしているところでございます。

今、先ほどからの答弁の中で、総務課長なりお話があった町内会長さんからの申し入れがあって、そしていろんな対応がなされ、そうしたときにどこのどのカーブミラーというのがすぐわかるような管理をされておれば、支障があるカーブミラーの取りかえ、いろんなそういうふうな工場等の対応というのが早くできるんじゃないかというふうに思ひまして、どんなふうな方法がいいのか、これから検討していったほうがよくないかと思うんですけども。

ずっと回る中で、佐世保市のカーブミラーは、佐世保市のマークとそれから番号が振ってあったんですね。それで、あとはやはり数字的に把握されているのかなと、これはあくまで私の推測なんですけれども。そういうふうな部分で何番のカーブミラー、やっぱりちょっと、ようどうかというようなことが、通報が、あったら何らかの検討加えられる材料になるのかなというふうに思ったりしたもんですから。

佐々町の場合は、「H22」とか「H24」の「佐々町」というのが入っているのがずっと、近い年数で設置したのには入るととですね、それで管理されているのかなとちょっと思ったんですけれども。

その辺のことで、町内会長さんの業務がふえると怒られるかもわかりませんが、町内会長さんがそういうふうな数値をどこのどれというような把握をされたところでのシステム、それからボランティア等いろんな形の中で、そういうふうな管理上のいろんなことに寄与できるシステムというのを考え合わせることで、そういうふうな故障とか修繕とか、それから鏡面磨き。27年度には鏡面磨きとって六百何十件の修繕が入っておったんですけどね、28年度は入ってないんですけれども。

そういうふうな部分の対応というのが、管理もいろいろできていけるのかなと思いますので、その辺の管理方法について、町長はどのように今後のこととして考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

管理が不十分で非常に申しわけないと思っています。ただ今の総務課の陣容では、なかなか全てのカーブミラーを点検するというのは難しいんじゃないかというふうに、担当としては考えております。

佐世保市の例を挙げておっしゃられましたので、佐世保市はカーブミラーは道路管理者が管理しております。いわゆる道路課、道路維持課とかいう部署で、カーブミラーは道路の附帯施設としてガードレールと同じように管理しておりますので、道路は道路台帳というのを整備しなければなりませんので、そこにカーブミラーやガードレールもしっかりと施設として捉えられると思います。

ところが、佐々町につきましては、交通安全の推進をしている、いわゆる推進をする総務課がカーブミラーを今管理している状況でございます。今度の要綱にもしっかりと道路管理者と協議を行って設置するというものを加えておりますので、今後は町道の道路台帳が整ってございまして、カーブミラーも捕捉しておりますので、それを私ども見ながら、上手にカーブミラーを落とし込んでいって管理したいと思います。

ただ、何年に設置したというのが、果たしてもうわかるかどうかわかりませんが、今後は設置箇所につきましては把握していきたいというふうに思っております。

それと、場所につきましては、今も町内会長さんたちから、または住民の方から、カーブミラーがおかしいよというふうな連絡を受けております。わからないことはありませんので、基

本的にはもう連絡をしていただければ、すぐ現地に行って実際見えないのかどうか。車が当たって角度が変わるといことはよく起こっていますので、そういうものにつきましては、職員で対応しております。

ただ、どうしても反射鏡がもう見えなくなっている。例えば、カビみたいなものが生えて見えなくなっているものがありますので、そういったものは洗浄したり、それでだめなら鏡を変えたりというふうなことで、予算の範囲内で佐々町の私どもとしては対応いたしております。予算がなくなっても、件数が出てくる模様であれば、補正等で佐々町の場合は対応させていただいているというのが現状でございます。

今後、こう言えば申しわけないんですけども、できる限り連絡していただければ、早急に対応したいというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、総務課長からお話がありましたように、やはり今までの佐々町のやり方というのが、こういうふうになっておるとい説明の中で、この佐々町の1万4,000弱の町で、ある程度あらゆるところまでのそういうふうな内容が把握されておるといことで、どこのどの辺という町内会長さんからの話があれば大体つかめると、把握できるというところでございますのでですね。

ただ、私が申し上げたのは、やはり全てを町の職員がやるということではなくて、町内会ででも番号振りあたりを手伝いしていただくとか、それからボランティアでそういうふうな協力をいただける方、いろんな形があると思うんですけども、その辺のことも含めてシステム化すれば、スムーズにいくんじゃないかというふうに思いますので。

数が年度、ごく前後の数で少ないことでもございますけれども、基本的に交通安全に対するいろんなそういうふうな思いというようなことで、一つ今回カーブミラーを取り上げさせていただいたというところでございますので、いろいろと町内会長さん方との協議の中から進めたいかというところでございますので、これでいろいろボランティアのほうからも、そういうふうなことができるようなことで進めていただければというふうに思います。

それから、2番目に入りますけれども、まず交通安全の、先ほど総務課長もおっしゃられましたけれども、交通安全上の道路の関係ということで、道路整備でガードレールの整備というふうなことで、交通安全で今カーブミラーと同じように位置づけて、第6次総合計画の安全・安心の中で町民を守るというようなところで、ガードレールが対応しなきゃいけないという部分もあるというようなことでですね。

以前の一般質問の中で、ガードレールが道路ののり面の陥没とかで機能を果たしていないとか、さびたりしているとかいうのが散見されるというような質問があつて、そしてこういうふうな部分あたりについては、早急に検討し、危険な箇所は整備計画を立てて実施していくという町長からの答弁があつておりました。

この辺は、どのような年次計画を立てて、そういうふうな実施を現実にされているのか。あくまで木場線あたりが一番ひどい、木場線から痛切に感じられた、まあ同僚議員からの一般質問であったわけですけども、その辺のことをどういうふうに今後計画して対応されていかれるのかお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

ガードレールの整備についてということでお話がありました。ガードレールというのはやはり車輪の逸脱防止ということで、目的で設置されているということでございます。本町においても危険な箇所として判断した場合は、交通安全施設整備工事の中で各区間の整備等ということで、同時にガードレールの設置というのをやっているわけでございます。

本年度も30mの防護柵の工事を予定しておりまして、設置しましたガードレールにつきましては、随時道路点検を実施しながら、ガードレールの損傷が激しいものについては交換等も行っているということでございます。

先ほどお話がありました木場線のお話で、迎木場地区というのが先ほどお話が、道路補修の繰り返しということで舗装面も上がっていきまして、以前設置されたガードレールというのは基準より低いと、低くなってきておりまして、そういう状態も町としては建設課のほうで確認をしております。本年度、650mの今測量設計を行っております。来年度以降に計画的な整備をやっていくような計画を立てているところでございまして。

そういうことで随時、そういうことがあれば町として確認をしながら、予算の範囲内でもやっていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、確認をとりながら随時対応をしていると。ことし設計が終わったりして、来年、再来年とかいうふうに計画立ててやっておるとい回答でございますので、今一つの事例で木場線だけを上げましたけれども、ほかのところもずっと見て回って対応をしなければならないところがあるというふうに思いますので、その辺のこともやはり建設課、現場にずっと行かれたりしたときには、いろんなところで目にされると思いますので、そういう部分をしっかり把握された中で、そういうふうな次年度の予算計上に対応をいただければサイクルが早いんじゃないかというふうに思いますので、よろしく御対応方をいただきたいというふうに考えております。

それから、次の項目で、個別項目で申し訳ないんですけども、（2）の2ですね、スピード緩和策ということで、ちょっとでこぼこ舗装というので、それが正式な名称かどうかかわからないんですけども。以前私が一般質問した小浦浜線の一番突き当たり、県道佐世保鹿町線の突き当たりのところで住宅造成があった部分で、あの辺からの通学路関係で横断歩道がある部分について、大変往来が激しくなったら危険な状況が考えられますからというような質問をしておったかと思うんですけどね。

あそこで県道佐世保鹿町線からおりて坂になっているんですね。その坂のすぐ下が横断歩道なんですよね、通学路の。そうしたときに、朝の通勤客、今おかげで都市計画の棚方崎真申線がトンネルで開通しまして、あその道路、出勤者の道路状況、すごく台数が多い。そして坂ですので、出勤時間もあって急ぎ、車がスピードを出すというような状況もあるもんですからね。

地元の民生委員さんとか佐々っ子応援団の皆さんが、あそこで見守りに対応されているんですけども、そうした中でやはり子供が危険にさらされて、いつか事故が起きるんじゃないかなという心配をされておりますので。これは学校の安全管理いろいろ点検で、その辺も話が入っているかと思うんですけども、あそこも何らかの交通安全対策というのを早めに検討した方がいいんじゃないかというようなことが言われておりましてですね。

それで、でこぼこ舗装と私が勝手に言っているんですけども、美渡世越線って言って、真

申の山から下ったところのちょうど三差路にも、でこんでこんとした舗装を入れてありますね。それから、県道の志方江迎線の大茂のところのカーブがひどいところ、いつも事故が起きるところあたりは、あそこあたりも入れてあります。それから、神田線の神田地区にも一部そういう部分があります。

そういうことで、そういうふうな状況の中のところを検討するということを考えられないかということで、ここに上げさせていただいているんですけれども、この安全対策を講じる考えは町長、どんなでしょうか、ありますか、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今たぶん道路のでこぼこということで、凸型に舗装して、事前にこれを見たドライバーというのはスピード落とすのを効果を狙うということの舗装のことだと思っております。これ町内に先ほど議員がおっしゃったように数か所、そういう舗装を行っているわけでございます。スピードの緩和策というか、そのほかに車道部分を狭めたり、視覚的に狭く見せるなど、いろいろな方法が、通行部分に蛇行させたりするクランクなどということで、対策があるわけでございます。
そういう車のスピードの緩和策というのが必要な地区といえますか、今お話がなされたところがそういうところであれば、地域の皆さんとか警察等やはりアドバイスを受けながら、対策というのも今度やっていかなければならないのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（永安 文男 君）
どうもありがとうございました。
あわせて、7分団横の町道神田線、本来起点がちょうどどこか私も記憶が定かではないんですけれども、あそこの国道とそれから町道の入り口の三差路ですね。朝、子供たち中学校の送り迎え等が、なかなかグリーンベルトが張ってあるんですけれども、あそこあたりが来るとき、帰るときの子供たちの部分で、結構混雑している状況ですね。
それで何かあるときにいろんな部分で、なかなか国道と町道の幅が広いもんですから、あの辺の部分のちょっと何とか交差点改良ということが考えられないのかというようなことも町民の方からお話を伺っているんですけれども。
これについて、本当に専門的ないろんな検討を加えられていけばいけないというところではあるんですけれども、地元の皆様方の御意見とか、そういう技術的な問題とかいろいろあるかと思うんですけれども、やはり以前あそこのひよしや、固有名詞で申しわけないんですけど、中央バス停の前のところ、以前交差点改良した記憶が、10年前ぐらいですかね、あったんですけれども。
そういうことで一長一短あるわけなんですけれども、その辺でやはりあそこの今私が申し上げたところの交差点は、高齢者の方も渡り終わるまでに結構時間がかかったりして、押しボタン式の信号機があるんですけれども。そういうのも含めて、あそこの抜本的な、総合的な検討ができないかというふうなことで、その辺のことは町長、どんなふう考えられるか、個別的に今すぐ言うてどうこうではないんですけれども、その辺もことも含めてお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

今おっしゃられた部分につきましては、神田線の入り口の交差点改良ですね。里山方面から国道のほうに抜ける交差点のことだと思っております。

また、確かに、国道の進入について見通しが悪いというのは十分認識しております。しかしながら、議員おっしゃられたとおり、改良するとなると道路の形状や用地、費用、その辺、現状では非常に厳しいのかなど、今のところは判断しております。

まずは、言われたとおり、区画線を工夫したりとかして、対応可能かどうかという部分をまずは検討して、その後、改良が実際必要なのかという部分で含めた中で、今後検討させていただきたいなということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

いろいろ今後前向きにそういうのを含めて、すぐすぐ予算が伴う改良、整備までということは申し上げておりませんので、今建設課長から、そういうふうな区画線の問題というか、いろいろ進入形態の解決を図るようないろんな工夫をいただければというふうに思いますので。

それから、この交通安全対策の最後ですけれども、今までずっともろもろ、町長お話になられた部分もありますけれども、この交通安全に取り組む基本姿勢ということで一応上げさせていただいておりますけれども、町民が主役のまちづくりというようなことで、町長のパンフレットがあるわけですね。これです、すいませんね。ここに犯罪や交通事故から町民を守るということで上げられているわけですね。

そして、さっきも言いましたように、第6次計画の後期計画の中で、要するに交通安全対策については、やはり一生懸命対策を構築していくというような取り組み姿勢を書いてあるわけですけれども。町長のこの交通安全に取り組む基本姿勢、基本的な考え方というのを所信をいただければというふうに思いますので、よろしく願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど少子高齢化社会ということで、いわゆる高齢者の交通事故と、それから子供さんたちの交通安全というのはやはり町として、住民の方の安全・安心まちづくりといいますか、そういうことで一生懸命やっていかなきゃならないと。やはり今、交通事故がふえているということで、西九州自動車道が開通した、24年に開通したわけですね。それに伴いまして交通量もたくさんなった、多くなったということ。それからやはり道路を整備してやる安全なまちづくりというのは、町の基本姿勢は変わらないと思っています。

しかしながら、これは交通安全基本法というのが、国の内閣府においても、中央の交通安全対策会議というのが設置してありまして、そこで5か年計画の安全計画というのを、基本計画というのを作成してありまして、やはりその実施を推進しなければならないということで、長崎県も長崎県の交通安全対策会議を設置してありまして、そこで長崎県の交通安全計画という

のを作成しながら、実施して推進しているということ。

本町も、議員御承知のとおり佐々町の交通安全の保持に関する条例というのを制定しながら、いわゆる総合的な交通安全対策を推進するために、交通安全の対策協議会というのを設置しております。昨年度は第10次長崎県の交通安全計画に基づいて、28年度から32年度まで、5か年に講ずるべき交通安全に対する政策の大綱をまとめた、第10次の佐々町の交通安全計画を作成しているということでございまして、いろいろな計画をプログラムの中に入れながらやっているわけございまして、やはり本町におきましても、この計画の実施に当たるにあつて、全体的に町民を上げて一生懸命になってやっていかなければならないと思っています。

また、各機関があります、交通安全協会はもちろんそうございまして、やはり交通安全の運動とか、交通の指導員さんの研修とか、それから交通安全母の会の活動などを一生懸命やはりサポートしながら、我々もやっていかなければならないと思っていますし。

それから、教育委員会が主導で行っています通学路の交通安全のプログラムというのがあるわけございまして。県とか県警、町、それからPTA等の関係団体というのが毎年そういうことを行っておりまして、町としましてもやはり住民の方の安全・安心のまちづくりといいますか、そういうことを一緒になって県警とか各市町とか関係団体とも協力をしながら、交通安全対策に今後とも進めていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

交通安全の10か年計画等も承知をいたしておりますけれども、やはりまずは佐々町の総合計画の6次計画の中で、この犯罪や交通事故から町民を守るという部分の22ページですね、ここに交通安全対策の推進というようなことで、しっかり書いてございまして。やはり町民の役割と行政の役割というのがしっかり区分されて、それで今町長がまさしくおっしゃられた、町民もやはり役割を持って、そういうふうな交通安全に対する意識を持って取り組んでいかなきゃいけないということが書いてありますので、やはり一体となって交通安全対策には頑張って取り組んでいかなければならないというふうに思います。

それで、最後に申し訳ないんですけども、今ちょっと町長が言われた国道の204の歩道整備がそれぞれ一体となって県に申し入れをされ、要望出されておる歩道整備があつておるすよね、今。もう最後の追い込みになっているんですけど。午前中に町長報告でもありましたように、204号の歩道整備の要望の中に、妙見橋というんですか、昔のあそこのちょうど、末永団地からおりてきたところ、あそこら辺までが延長になっているすよね、要望が。

私が申し上げたいのが、芳ノ浦の堀切までちょっとその部分を延長するという要望の延長を入れ込んだ中で、県に要望していただくということではできないのかというふうに思いましたので、ちょっとこれを気にとめていただければ。やはり雨の降るときなんか子供が狭いところの堀切を傘指して道路に出て、いろいろ通学したりしているという状況なんですよね。今その延長を少しあそこの小浦線まで、芳ノ浦線というんですかね、芳ノ浦に降りるあの三差路のところまで、ちょっと考えるということを入れていただければと思いますので。

この交通安全に関しては、これで終わりたいと思います。

次に、2項目めの生活保護行政についてということで、あと13分ばかりですけども入りたいと思います。

近ごろ、この貧困、それから子供の貧困とか、生活保護の引き下げが、厚生労働省が1割減の方策を検討しているというような新聞記事を目にしたわけですけども。これが、人は誰で

も自分の生活は自分で守りたいというのが、それぞれ努力されて、厳しい今の経済状況とか雇用状況によって生活も困窮しておられる方がいらっしゃるというのは事実ですよ。

それで、この生活保護法の最低限度の保障をされておるんですけども、これが十分機能しているかどうかというようなことで、その辺のことについてちょっとお尋ねをしたいと思うわけですけども。

まず、申請は今福祉事務所は県の管轄でやっているものですから、その辺で窓口でそういうふうな当該受給を必要とされる方が来られた場合の流利的な部分、事務処理について、どういうふうに窓口の説明はされているのかということ、ちょっとお尋ねしたいと思いますけれども。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほども新聞等でにぎわっておりましたけど、生活保護費の引き下げというのがあるということでお話をちょっとお聞きして大変残念でございますけど。生活保護の行政につきましては、議員も御承知のとおり、本町の場合は、県が実施機関ということで、県が保護を決定しながら実施すると、現在なっているわけでございます。

質問の申請から決定に至るまでの経緯につきましては、生活保護法の第24条の第10項の規定によりまして、町村長は申請を受け取ってから5日以内に要保護者に対する扶養義務者の有無とか、それから資産とか収入の状況などを、保護に関する参考となるべき事項を記載した書面を添えて実施機関に送付しなければならないと。いわゆる県に送るということでされておりまして。実際に町の窓口におきましても、保護申請の相談があった場合には、十分に聞き取りを行いながら保護申請書やそれから収入申告書、それから資産の申告書などを記載していただいて、県の福祉事務所に送付をしているというところでございます。

また、決定につきましては、同じく生活保護法の第24条第3項及び第5項の規定によりまして、保護の実施期間、県の福祉事務所でございますけど、保護の実施期間は申請のあった日から14日以内に保護の要否などを決定しながら、申請者に通知しなければならないということになっております。

なお、扶養義務者の資産や収入の状況の調査につきましては、時間を要する場合には保護の決定を30日まで延ばすことができるということにされておりまして、保護の決定がなされた場合には、町の窓口または口座振り込みによりまして、被保護者に対しまして保護費を交付しているという現在の流れでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（永安 文男 君）

内容的には県の福祉事務所が所管している関係で、その辺までの部分で町がすべきこととして、今実態調査をした中で書類で県に上げるというようなことでございますけれども。この6次計画の中に、今町長が言われた部分の生活困窮者への相談支援ということで戦略的取り組みが書いてあるんですよ。この辺を具体的にどういうふうな取り組みがされているのかなというところまで、今回答があるのかなというふうに思ったんですけども。当然、相談支援を強化します。それから困窮の程度によって必要な保護を勧奨するとともに、自立に向けた支援を行いますと書いてあるんですね。

これは福祉事務所の管轄とタイアップして行われることとは思いますが、町が福祉事務所を佐々町に設置してくれないかというようなお話もあったように聞いたんですけども、その辺を一体となってやっていく中で、どうなのかということ町長の考えをお聞きしておきたいと思うんですけども。すぐすぐ機能的にタイムリーに対応が可能ということになれば市の福祉事務所と同じような、小値賀が対応されていると思うんですけども、そういうふうなやり方が可能かどうか、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどの福祉事務所の件でお話があったことは、確かに間違いありません。佐々町のほうで福祉事務所といいますか、県の代行ということですね、やってみてはどうかというお話もありました。しかしながら、やはり、町として今の陣容ではなかなか厳しいのではないかと判断して、今のところ何も話をしていません。ただ、受けておきますという話だけはしております。

それからやはり、先ほどお話がありました就労困難といいますか、そういう困難者といいますか、自立支援というのは、やはり町としてはもちろん促進事業ということで、福祉事務所とかハローワークも行っていますし、そういう中でやっぱり——生活困窮者ですね、自立支援ということで、やはり強化を図るという目的で支援を前提として今行っているわけでございまして。

これは生活困窮者の自立支援法というのが、平成27年度から施行されておまして、これにつきましてはやはり県の福祉事務所が主体となってやっております、本町内におきましても社会福祉協議会が県から委託されて、自立の相談支援事業とか学習の支援事業というのは今行われているということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、生活保護行政について全般的に、まずはやっぱり県に、当然県が所管ですので県の対応で、佐々町がやっぱりフォローしながらやっていくということですけども、一番気になるところは、必要とされる方に行き届いているのかということと、それから病床で苦しんでいる方がいるかと思えば、逆に働けるのに生活保護を受けて、いろいろ遊興費に使っているとかというような話題があっているということも、よく聞くわけですね。

この辺の実態調査も今町長から話がありましたように、福祉事務所と一体となって調査されているということでございますけども。その辺を当然注視していかなければいろんな問題が、このように生活保護の問題がクローズアップしてくれば、いろいろまた問題が発生してくるんじゃないかというふうに考えますので。

今後とも、この生活困窮者に対する生活保護政策という分については、力をかけていただきますように、お願ひということはいかんといいことで言われておりますので、一応そういうふうな対応を6次計画に沿って頑張っていくということで、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、1番、永安文男君の一般質問を終わります。

20分まで暫時休憩いたします。

(15時14分 休憩)

(15時22分 再開)

— 日程第6 一般質問（永田勝美議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、3番、永田勝美君の発言を許可します。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

3番、永田勝美でございます。私は、日本共産党を代表して一般質問をさせていただきます。最初に、子育て応援、教育環境整備についていくつかお伺いをしたいというふうに思います。

1つは、佐々町立小中学校施設整備構想が、このたび教育委員会から報告書として配布されました。大変多岐にわたり、多角的な検討が行われてきたかと思いますが、印象としては、子供たちの学習環境についての優先度がやや低いのではないかと。象徴的な問題としては、この間、取り上げてまいりました普通教室へのエアコン設置の問題については、チェック項目にも上げられていないというような状況があります。

町長にお伺いいたしますが、今回、教育委員会から出された、この構想の位置づけと今後の検討について、どのように進めるというふうにお考えかお聞かせください。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

今、永田議員の御質問にありました、小中学校の施設の整備構想というのが、今後の町内の小中学校の建てかえとか、改修等のいろんな構想を示したものでありまして、今後、具体的な整備計画とか、今後のスケジュールっていうのを、そういう何か全体的に考えていかなければならないと考えております。

現在、作業を進めておりますのは、やはり町長の部局がつくっています、公共施設等の総合整備計画において、やはり個別計画としての整理を進めるということが必要でありますので、向こう10か年の事業計画とか、それから財政計画の策定に向けて、これも一緒に入れて検討をさせていただきたいと、今、検討を進めているところでございます。

さきの議会でも御説明させていただきましたが、今年中の策定を予定しておりますが、なるべく早い段階で皆様にお示しするように作業を今進めておりますが、現時点では、まだ、お示しするような段階までの作業が進んでおりませんので、大変申し訳ございませんけど、もうしばらくお待ちいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

報告書を読ませていただきまして、安全性、老朽化対策という点では、かなり施設の老朽化

など深刻な事態にあるという状況がつぶさにわかろうかと思えます。

今回の計画も試算では、総額で佐々小学校が14億7,000万、口石小学校9億9,000万、佐々中学校11億100万ということで、合計35億7,779万というかなり大きな費用がかかる計画であります。

施設構想がまとめられたのは、ことしの3月時点の報告というふうになっておりますが、この賞味期限はいつまでかと。概算ということではあろうかと思えますが、構想をつくっても、時代が変わってしまえば役に立たないということになろうかと思えます。

そうした点で、この整備構想について教育委員会としてはどういう時点を目標にして立てられたのかということについて、ありましたらお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

お尋ねの概算工事費については、作成段階でのということで上げておりますので、当然、具体化した段階では、この金額というのは変わってしまうだろうというふうに思っております。

何年後を見越して、この額を算定したということではございません。その時点でということで、御理解いただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

計画では、最も老朽化が進んでいる佐々小学校の場合で、事業期間が6年というふうにされております。同じように口石小学校5年、佐々中学校でも4年半がかかるというふうにされております。今から検討を始めても、現在小学生の子供たちが学校改修の結果を享受できるというのは、本当にぎりぎりという状況であります。

しかるに一方で、現状の改善は、本当に待たないという状況でございます。私も、この間、口石小学校あるいは佐々中学校について見学をさせていただきましたけれども、学校に行きまして大変驚いたことですが、まず、口石小学校では玄関横に職員トイレがあるんですが、目が痛くなるような状況ということがありました。あるいは子供たちのトイレも、もともとは男女が共用する作りであって、途中で無理に仕切ったために非常に狭くて、ほとんどが和式トイレということで、学校で用を足せない児童もあるというふうにお聞きしました。

子供たちの間では、トイレ使用をめぐって、「臭い」など、いじめの対象にされることもあります。大変デリケートな問題であります。だからといって我慢しすぎると、私も調べてみましたが、便秘どころではない恐ろしい症状が出るという指摘もあります。子供の便秘に詳しい東京都立小児総合医療センターの小児消化器科というのがあるんですが、その立花奈緒先生というのがサイトに書いておられました。「我慢すると便秘が治まり大腸に便がたまる。すると、便はますます硬くなり、いざ出すときに激痛が伴い、肛門から出血することもあります。この痛みを経験すると余計に排便を嫌がり、便秘が慢性化します。肛門近くの結腸が大きく広がり、そこに便がたまって頑固な便秘を起しやすくなる巨大結腸症になる恐れもあるのです。」と述べられていました。

トイレを安心して使えるというのは、当たり前のことです。子供たちの生活様式が変わってきた中で、この当たり前のことをしっかり保障していくというのは、行政の責任ではないでし

ようか。

エアコンの問題でも同様です。蒸し風呂教室の解消は待たないということを再三申し上げてまいりましたが、今どきエアコンのない環境で長時間集中力を保つことは至難の業です。それを子供たちだけに強制するのは不適切ではないでしょうか。

トイレ改修の問題、エアコン設置の問題は喫緊の課題であり、住民の切実な要求です。今回の整備構想の議論は、大変多岐にわたる、慎重に進めることが求められると思いますけれども、このような子供たちの現状を放置するとはできないのではないのでしょうか。この間、町長は整備構想の中でということで申し上げておっしゃってこられましたけれども、なかなか先が見えないという状況であります。改めてこうした現状について、いわゆる学校整備構想によらない前倒しの取り組みというのが必要だと考えますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

永田議員がおっしゃっております、普通教室のエアコン設置、トイレの洋式化っていいですか改修ですね、これをいつまで実施するのかというお話でございます。

これは整備構想とは外してということでございますけど、やはり、このエアコン設置というのが全体的に、今、いくらかはあるんですね、この言われた各教室にも。ただ、全体的にないということで、この投資額っていうのはかなり大きいわけでございます。そういう中で、この校舎の建てかえとか、先ほど申しましたように大規模改修っていうような具体的なことを見据えながらやっていかなきゃならないと、検討しないといけないということで考えているわけございまして、それから、学級増という、学級数がふえておりまして、その風通しの悪い教室を普通教室として使用するっていうこともあるわけでございます。そのような、個別的事案というのは、やはり適時検討して設置していかなければならないわけございまして、先ほどのお話がありました学校のトイレとか、洋式の整備率っていうのは、先ほど御指摘があったように、県内でも平均より低い状態ということでありますので、そういう整備率の向上っていうのは、教育環境の改善っていうのは、やはり急いでやらなきゃならないと考えていますので、町としまして、これとは切り離すということはなかなか難しいわけございまして、どちらにしても早くやりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

ぜひ、早めの取り組みを期待したいと思います。あわせて投資額の問題では、先般来の質問でも明らかになりましたように、投資額約1億円の5割以上を国の補助、あるいは起債への支援ということで賄えるという状況も明らかになっているわけでありまして、ぜひ、よろしく願いをしたいと思います。

あわせて申し上げておきたいと思いますが、先日、口石小学校に行きましたときに、教室が足りなくて、いわゆる特別室を普通教室に転用して使っておられる部屋があります。そこには、既にエアコン設置されているんですけども、ほかの児童たちの教室にはエアコンがないので、この教室だけ使うのは不公平だということで、その教室のエアコンは使用禁止ということにして、エアコンがあるのにわざわざ扇風機を買ってきてつけるというような、非常に苦しい状況も報告されておりました。ぜひとも早めに、一斉に取り組まれることを期待したいというふう

に思います。

あわせてお伺いいたします。児童生徒の体力向上に向けた取り組みについてであります。体力向上の問題というのは極めて重要な問題だと思っておりますが、中学校でお伺いいたしました、昨年の体力テストで、平均を上回っているものが1つもないという現状が報告されました。ことしは若干回復したと、よくなったというお話もありましたが、現状と今後の取り組みについてお伺いしておきたいと思っております。あわせて施設の老朽化など、体育施設の老朽化など、施設的な課題もあればお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

申し訳ありません。中学校の、御指摘になったのは、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果であろうと思っておりますが、ちょっと私が数字を確実に覚えていませんが、今年度が20%程度が県下を上回ったというような状況だろうというふうに思っております。

小学校の状況でちょっとお話しをさせていただきますと、町内の児童の体力状況は、学年・種目等にかなりばらつきがございます。これは、中学校も同様でございますけれども、小学校の場合、全国体力・運動能力、運動習慣等調査においては、県平均を上回る調査項目が45%程度、ほぼ平均的な状態にあるのではなかろうかなというふうに考えているところです。中学校におきましても、二十数%が上ということで、県の平均を超えているという項目でございますので、逆にかなり落ち込んでいるという状態ではなかろうというふうに理解をしているところです。

他方、私どもの調査の中で、体育の授業で運動ができるようになったと感じている児童が90%、体育を楽しんでいる児童が95%程度と、全体的に運動を好む児童が多いというふうに考えているところです。

体力向上に向けては大きな課題と考えて、各学校で体力向上プランを作成し、例えば縄跳びカード、持久走カード等作成し、児童に記入させることによって、児童が目標を持って運動に取り組む工夫を行っているところです。また、全般的に柔軟性に課題があるということが指摘されておりますので、各学校では柔軟性を高めるのに効果があると県教委が推奨する、ジャックナイフストレッチというやつを準備運動のときに取り入れているところです。

また、体力の基本となるのは、やはり家庭での睡眠、朝食の摂取等になるわけですが、平成24年だったと思っておりますが、「佐々子ゆめプラン」という家庭の生活を啓発するリーフレットをつくりまして、学習習慣、生活習慣、健康習慣ということで、リーフレットをつくっておりますが、家庭への啓発を行っておるところです。

また、小学校の体育館の整備については、現在の狭さ、設備等の課題を解決するために、小中学校学校施設整備構想のシミュレーションを参考としながら、建てかえ、改修等を計画していくとともに、子供たちがのびのびと運動できるよう、教育環境の改善を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

特に子供たちの体力向上の問題というのは、本当に重要な問題だというふうに考えています。何があっても、知育だけではうまくいかないというのは、本当にはっきりしているというふう

に思いますし、そういう点でさらなる取り組みの推進を期待したいと思います。

次に、就学援助制度について、先ほども同僚議員の御質問ありましたけれども、就学援助制度の周知についてお伺いいたしたいと思います。

現在、佐々町の就学援助世帯は全体で12%程度と、12.4%程度という状況であります。先般も申し上げましたけれども、子供さんを持つ家庭の経済的負担は大変に厳しいものがあります。特に賃金が低い、若い親御さんにとっては大きな負担になっていると、そうした負担を解消していく一助として就学援助の制度があります。この間、全国的な運動と国会論戦を通して、国も今年度から入学準備金の支給を大きく引き上げると同時に、入学前の支給ができるような制度を改定したと、本町でも、今年度4月にさかのぼって入学準備金の額を引き上げる検討が進められており、入学前の支給についても、次年度から実施が検討されていることは評価したいと思います。

あわせて、この制度の周知については改善の余地があるのではないのでしょうか。まず、周知される内容についてですけれども、認定基準となる年収額、所得額が、松浦市や長崎市など多くの市町村で具体的に記載されておりますけれども、本町ではホームページ等を見ても記載がありません。また、現在、本町ではホームページへの記載は行われ、各学校でも案内が行われておりますが、多くの自治体が行っている広報での案内、あるいは就学案内書類への、就学案内時ですね、就学説明会時ですか、での書類への記載は行われていない。これはさらなる改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

就学援助制度の周知についてのお尋ねでございますが、周知の方法については、現在、新入学時において、各小学校で保護者対象に毎月1、2月に行っている入学説明の折に案内状を全員に配付しております。さらに、在校生についても、前述の生徒を通じて保護者あてに案内状を配付しているところでございます。ただ、御指摘のように年収の目安が記載されておりませんでした。このことについては、もう来年度から目安ということで、記載するような検討を始めているところでございます。それから、広報紙の記載についても同様、来年度、検討していこうというふうに思っております。

なお、年度途中、前年度、現年度対象者であった御家庭で、次年度も対象になると見込まれる御家庭に対しては、別途郵送で案内をしているところでございます。また、年度途中において学校の諸費用の未納の状態が続いているなど、どうも経済状態から思われるという御家庭については、学校や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーと連絡して手続をしていただいているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

せっかくの制度が必要な人が利用できないということは、本当に残念だというふうに思います。ぜひ、そうした改善を進めていただいて、よろしく願いをしたいと思います。

あわせて、これは文科省の就学援助制度の周知方法という資料を見たのですけれども、就学案内の書類に記載がないという、これはアンケート結果、平成26年度の調査ですけれども、になっておりました。御確認をいただければと、後ほど結構だと思います。よろしく願い

たします。

それでは次に、国保税引き下げの問題について質問に入らせていただきます。

国保問題について、現在の国保問題の本質は、国が国保の負担割合を減らしたことのツケが被保険者、住民と自治体に押しつけられたことにあります。かつて負担割合が、国の負担は国保費用の50%ということでありましたが、現在では、その費用が4分の1程度まで引き下げられていると、その結果、国保税は他の被用者保険などと比較して極めて高い保険税額となっている、したがって、国保制度の改善に向けては、国の国保助成を強めることが欠かせないというふうに考えております。

既に国保助成については、市町村長会あるいは知事会などでも繰り返し国へ要望が提出されており、このたび1,700億円の助成が実現されてきているという状況にあります。ところが、平成30年度、来年度から国保制度の都道府県単位化に伴って、新たな困難が生じることが懸念されています。それは、全国的な報道でも多くの自治体で、県単位化に伴って国保税が引き上がる事例が数多く生まれていることです。

県単位化によって、どうして住民が負担する国保税が引き上がるのか、この制度改定の本質が問われる状況ではないでしょうか、そこで改めてお伺いしたいと思います。

県単位化に伴って、本町の国保税は上がるのか、下がるのかについてお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員がおっしゃっているように、平成30年度から30年の4月から国保の都道府県化の単位化っていうことで、運営主体が県になるわけでございます。現在の進捗状況から、まず、お話しいたしますけど、事務レベルでの調整会議っていうのが行われまして、4月の都道府県化後に必要となる部分についてはスムーズな移行がなされるように、協議会が今進められておりまして、都道府県の単位化後も事務レベルでの協議を続けていくということになっております。

9月の議会で御質問の際に、予定では11月末から12月にかけて仮係数での数値が示されることになるということで回答しておりましたが、11月17日に開催されました国保の連携会議で示されました仮係数による試算について、医療費の推計方法について再検討をするということになりまして、また、国や県の交付金を用いた激変緩和措置をどのようにするのかなどの算定にかかる調整事項について現在も県と、それから全市町村で、今協議を進めているところでございます。

保険税については、現在の本町のモデル保険税額が県平均より低いことや、現在は各市町それぞれ医療費の伸びなどを勘案しまして、保険税を算定しているわけでございますけど、都道府県化に伴いまして県全体の医療費の伸びを勘案して算定されるということになりますので、税額については現状より増加することが予想されているわけでございます。しかしながら、被保険者の方々の保険税の負担が急激に上昇するということは、配慮する必要があると私どもも考えておりまして、国において措置されます激変緩和措置と合わせて、本町としましても、被保険者の負担軽減のための方策について検討しなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

少なくとも国保の県単位化については、本町では益のないことではないかと。これに伴って負担がふえるということは、本当に許されないことだというふうに思います。なぜならば、もともと国保問題の本質が、国の負担減によって生まれたこの高い国保税が、しかも新たな国保法によって、国の法律によってさらに住民に負担を強いる、そのことによって被用者保険との格差はまさに、さらに広がるということになるわけですから、まさに国がつくり出した格差の拡大ということになるのではないかと思います。とはいえ、そうした中で本町が国保を運営していく上で、何としても住民負担を上げない、ふやさないという対応はどうしても必要だというふうに思います。基本については、激変緩和措置も活用してということですが、この激変緩和の財源はどうなっているのかということについてお伺いしたい。

年限は多くの県で6年というふうにされており、本町でも6年はと、本県でも6年はということであろうかと思いますが、激変緩和措置が終了した以降、県の負担ということになると午前中の討論でも、質問でもお答えになっておりました。これは、最終的には県は負担をするということを言われているのか、県の態度というのはどういうことなのかということも、わかっていればお伺いしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員も御承知のとおり、本町の基金保有残高っていうのが1億3,000万、1億3,900万程度基金がなっています。平成30年から都道府県化ということで、給付増とか保険税の財源が不足している場合に備えて、県に財政の安定化基金っていうのを設置するわけございまして、県とか市町に対しまして貸し付け交付を行うようになるということで、市町のリスクは、町としては減少するのではないかと考えているわけございまして。しかしながら、貸し付けを受けた場合は次年度以降に償還しなければならないという結果ということで、保険税の増税につながることも、それから県全体の保険の給付費が予想を超えて増加した場合は、翌年度の国保税の納付金に上乘せされることから予期せぬ支出増とか収入減に対応するために、引き続き、基金は町としてある程度保有しなければならないと、これが必要であると我々は考えているわけございまして。

都道府県単位化後の本町の国民健康保険税は、モデル保険料が県平均より低いことや、それから都道府県単位化による、かかるいろいろな会議の内容等から考えれば、現行税率より高い標準の保険税の負担が示されるということが予想されるわけございまして。しかしながら、被保険者の方々の国保税が急激にやはり上昇しないように、国・県の激変緩和措置っていうのを補填できない保険税の上昇部分については基金がありますので、それを活用できないかということで、今町としては考えているわけございまして、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

急激に上がらないよというお話してありましたが、これはやはり制度が変わったということに伴う引き上げということですから、町民にとってこのことを負担を求められる義理っていうのはないのではないだろうか。実際に基金を取り崩して保険税を下げろというのが多くの町民の声であります。そういう点で言えば、本当に急激に上がらないどころではなく、

基金も今年度も数千万積んだわけでありますから、これについては引き下げも含めて上がらない検討、上がらないっていうか、下げる検討を求めておきたいというふうに思います。

さらに、国保の問題で資格証明書の発行状況について、改めてお伺いしたいと思います。

資格証明書の発行は、人権にかかわる重大問題だということを再三取り上げてまいりました。資格証家庭の受診率は、一般家庭の100分の1以下になっている、これは全国保険団体連合会の調査で明らかであります。特に今回、資格証明書にかかわって我が党の参議院議員が国会で質問した中で、いわゆる国保税も執行停止の対象となるということが改めて確認されました。それは、国保税の徴収の根拠法は徴収法であると、税金の徴収法ですね、これに定める執行停止の要件として、詳細は省きますが、具体的な金額も徴収施行令34条で決められていると。即ち、1か月一人当たり納税者本人につき10万円、生計を一にする親族1人につき4万5,000円、これは14万5,000円ということになっておいて、これより以下の世帯については徴収を執行停止すべきものとする。この14万5,000円というのは、例えば国保税、住民税、社会保険料の合計、こういったものを差し引いた金額が14万5,000円以下になる場合は、いわゆる、その対象になるということでありまして。月額20万の家庭であっても、例えば2人世帯の場合だと容易にこの14万5,000円以下になるケースもあるというふうにされています。

その点で、本来は徴収法によって執行停止に該当するような住民に、国保税の課税世帯にするということ自体が違反ではないかと、是正すべきではないかということ、で、市町村はそうしたモデルケースに該当すると思われる国保税未納者を調査して、行政の責任において執行停止の扱いをすべきではないかというようなことが質問の中でも述べられ、当時の塩崎厚労大臣は、こういった低所得者の方に配慮したきめ細かな対応を市町村にも徹底したいという回答をしておられます。

そういう点で、改めてお伺いしたいのですけれども、いわゆるこうした基準に該当するような資格証明書発行の世帯というのはないのか、そういった調査をされたことはありますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

すみません、資格証発行者の世帯の所得状況ということでございますけども、その時点での所得というのを厳密に調べたというのはございませんが、もともと発行時点ではある程度の所得があらわれて、先ほどおっしゃった分の収入を超える方というのがほとんどの方でございます。

それから、資格証に移行するときには、事前に調査等を行っております。申し出も受けるようにしております。その際に、収入額等の調査も行っておりますので、そういった、先ほどおっしゃったような金額を下回るような方については、現在のところはいらっしゃらないという状況でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

間もなく4時になりますが、この案件が終わるまでしばらく時間の延長を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

改めて、生活保護以下の所得でも国保税は徴収されるという仕組みになっております。付言すると、生活保護費についても、現状は、日本の補足率、生活保護対象の世帯であっても、実際に生活保護を受給している世帯は全体の2割以下というふうに言われています。ですから、いわゆるその、お上の世話にはなりたくない、そうしたことなど、あるいは体面が悪いといっ

たことなどで生活保護を受給しない、申請しない家庭も大変多いわけであります。そうした中で、付言しますと、生活保護家庭の生活も大変過酷です。決して、こうした金額で子供を高等教育まで受けさせるといったことも本当に大変だという状況であります。

改めて、そうした切り下げなどあってはならないということも申し上げた上で、国保税についてはこうした実態であるということをお勘案した対応、資格証明書の発行を止めるということについて、改めて要求しておきたいというふうに思います。

次に、介護保険制度についてお伺いいたします。

介護保険制度が来年度改定されます。家族介護のために、今、仕事をやめる介護離職者、この10年間で105万人を超えたというふうに言われています。介護難民と呼ばれる、行き場のない高齢の要介護者が全国では数十万人に上ると。介護をめぐる問題が高齢者はもとより、現役世代にとっても重大な不安要因となっています。ところが、この5年間、安倍政権が進めてきたのは、公的給付の削減や利用料の引き上げなど介護を受けにくくする制度の連打というべき状況です。すなわち、平成26年度には要支援1、2と認定された人の訪問介護サービス、いわゆるホームヘルプサービスが、あるいは通所介護、デイサービスが給付の対象外とされました。外された要支援者の方々に対しては、自治体から代替サービスを提供するとして新総合事業を行うことが求められましたけれども、予算には上限が設けられ、大幅な給付抑制を求められてきました。さらに、介護度1、2の要介護者に対しても自立支援を働きかけるモデル事業を実施させています。さらに、平成27年度からは、月額23万を超える収入のある世帯に対しては利用料の2割負担、平成30年、来年8月からは月額28万を超える家庭には3割負担への引き上げが行われます。

このように全国的に介護を受けにくくする改悪が進んでいるという認識でおりますが、本町においては利用制限を行っていないということでした。今回の改定による影響はどういったことが予測されるでしょうか。介護保険サービスが後退する部分はないのかと。懸念されていることがあればお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

今回平成30年度の改定ですけれども、介護保険の利用者の方々にかかわる30年度の改正としまして、大きく4点あります。

まず1つ目は、今後増加が見込まれる慢性期の医療介護ニーズへ対応するため、平成30年4月に介護医療委員が創設されます。これは要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話、介護を一体的に提供するものです。

2つ目は、同じく4月から介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられまして、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするものです。

3つ目は、先ほどおっしゃられた平成30年8月から世代間・世代内の公平性を確保する制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割負担とするものですが、これは月額4万4,400円の負担上限が設定されております。国の試算によりますと、この3割負担となって負担増となる方は全体の約3%、全国で約12万人程度と見込まれているところでございます。

4つ目は、平成30年10月から福祉用具貸与価格の見直しが行われます。現行の福祉用具の貸与につきましては、同じ商品であっても貸与を行う業者によって価格に差が生じております。今回の改正では、利用者が適正な価格でサービスを受けられるようにするものでございます。

以上のような改正が30年度に予定をされておりますけれども、一部の現役世代並みの所得の

ある方の利用者負担割合の見直しはありますが、介護保険サービスが後退する部分はないのではないかと考えております。

よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

全国的には数多くの懸念が述べられております。今後とも注視をしていきたいというふうに考えています。

介護保険財政について質問します。

次年度の保険料の検討状況をお答えください。基金が1億を超えていると、この活用を何としても保険料軽減に充てる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

第7期の事業計画に2018年から2020年までの事業計画というふうになるとと思いますが、どのようにこれを織り込んでいこうとされているのかお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

介護保険の財政の現状ということで、次年度の保険料ということで検討状況でございます。

介護保険料の会計への財政状況につきましては、保険事業勘定で申しますと、翌年度に返還すべき財源を差し引いた実質剰余金というのが、平成27年度で3,370万円、28年度で4,310万円となっているわけでございます。

また、保険勘定の中で約9割を占めます保険給付費につきまして、平成27年度と28年度においては9億4,300万円となっております、ほぼ横ばいで推移をしているところでございます。平成29年度におきましても9億円から10億円の範囲内で推移するのではないかと推計をしているところでございまして、次に、介護保険の財政調整基金の残高でございますけど、平成28年度末まで7,300万円、平成29年度末で1億1,600万円を見込んで、今、いるところでございます。

一方で、平成30年度から第7期の介護保険事業計画というのを、今現在、策定中でありまして、策定委員会の中で調整と審議を、今行っているところでございます。この3年間の保険給付費等の見込み、また、財政調整基金の取り崩しも勘案しながら、第7期の介護保険料の設定をさせていただきたいと考えております。

現在、国においても介護報酬の改定が見直しがなされておきまして、介護給付費の総額の見込めない状況であります。本町におきましては、現在の保険料から低く設定できるものと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

ぜひ、引き下げの提案を期待したいというふうに思います。

介護保険制度をめぐる大変厳しい環境が続いております。本町ではボランティア活動の参加など、住民と行政の努力で困難を打開して奮闘している側面が数多くあると感じています。

一方で、制度改悪の影響は避けがたい状況もあろうかと思っております。そうした部分については、

引き続き改善努力を進めていくことが重要であるという認識を述べておきたいというふうに思います。

最後に、原発再稼働の対応について質問いたします。

この間、原発再稼働をめぐる新たな重大な事実が明らかとなりました。1つは、神戸製鋼のデータ偽装事件であります。この事件では、会社ぐるみでJIS法違反など法令違反を繰り返し、長年にわたって事実を隠ぺいしてきたことが明らかになっています。重大なことには、安全性が最も担保されるべき原発の中心部でも、燃料被覆管というものだそうですが、神戸製鋼の製品が使われており、その調査が行われている最中だというのが、12月の国会での質問の状況でございました。ところが、その調査内容については、問題の神戸製鋼の自主申告がなければ、問題があるかどうかすらわからないというのが、そういう状況だということです。

その後、明らかになった三菱マテリアルのデータ偽装問題でも、Oリングという部品が原発で使用されていることが判明しています。Oリングの劣化が要因とされる事故としては、有名なのは、1986年に起きたスペースシャトルチャレンジャーの事故がありました。このときもOリングが凍結をして、そこから燃料が漏れて爆発につながったと。この問題では、調査はこれからという状況でもあります。

そうした中で、原発を再稼働するとしていた九電も、神戸製鋼製品の安全性点検のために、2か月程度再稼働を延長するとしています。あえて再稼働を撤回しないというこの態度について、原発の安全性がこれほど問題になり、取り返しのつかない大事故を引き起こした教訓は生かされていないというべきではないでしょうか。

さらに、先週12月13日には広島高裁で、四国電力伊方原子力発電所の運転差し止め判決が出されました。ここでは、熊本県の阿蘇山噴火で想定される火砕流の到達が、原発に到達しないという四国電力の噴火シミュレーションは、過去に起きた阿蘇山の火砕流とは異なる前提であり、原発立地としては不適切だとしています。阿蘇山の地下にはマグマだまりがあり、巨大噴火が起きて原発に影響を及ぼす可能性が小さいとは言えないと。巨大噴火が起きた場合、四国電力が想定した火山灰などの量は少なすぎると結論づけました。

しかも、火砕流の到達範囲が原子力規制委員会の規制基準、いわゆる火山マニュアルというものがあるわけですが、ここには160キロというふうに明確に書かれてあるんです。この160キロとされているのに、これを規制基準に適合しているという判断は不合理であるというふうに裁判所は結論づけました。

住民の身体、生命に対する具体的な危機感が存在するとして運転停止を命じた。極めて重要などいいますか、画期的だというふうに思いますが、判決だと思います。

玄海原発は、阿蘇山から130キロ、川内原発も160キロ圏内なんですね。だから、九州の原発は全て、この今回の広島高裁判決に従えば、当然立地は不適切ということになります。こうした状況が明らかになった中で、改めて町長にお伺いしたいと思います。

現時点に至っても原発再稼働に対しては容認せざるを得ないという立場に変わりはありませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

玄海発電所の再稼働についてということで、先ほど申されましたように、神戸製鋼所の検査データの改ざんということで、原発の9基で安全上の重要な設備っていうのが神戸製鋼所の部品で提供されたということで、公表しております。安全上は問題ないということのようございまして、なかなかいつも毎回質問があるわけでございます。

原発の再稼働ということで、これは国の今は方針でございます。これは永田議員も御承知のとおりで、やはりエネルギーの安定的な供給というのが、やはり現時点では一定程度の原発に頼らざるを得ないということで、しかしながら原発事故が起こったということで、我々もこれについてはやはり注視をしなければなりません。

やはり国民生活とか企業活動というのを考えると、今の段階では、まだ原発による発電というのは必要ではないかと判断をしております。そのために原子力規制委員会というのを置いて、福島の大惨事というのも二度と起こさないようにということで、新規の基準を作成して、その基準に適合する施設に限り再稼働の許可を出しているということでございまして、今回の原子力規制委員会の対応についてでございますけど、電力会社への指示とか報告の求め方、マスコミの報道等、迅速に行われているのではないかと考えています。

このような国とか、原子力規制委員会の的確な対応で情報の開示が国民の安全安心につながるものということで確信をしております。議員の御承知のとおり、本町は30キロ圏外の自治体でございまして、避難行動計画とか、訓練等は義務づけられていません。

前回と重複答弁するわけでございますけど、やはり地域防災計画の見直しの際には、原子力災害対策要綱として作成する方向で、住民の方の安全安心をやはり町としては守っていかなくちゃならないと考えていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）
ただいまお答えになりました防災計画の見直しというのは、次回はいつになりますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

防災計画の見直しにつきましては、来年度の当初予算で予算計上できればというふうに、総務課のほうでは検討しております。現在。と申しますのが、今回補正予算を計上しております。その中に避難所の開設、避難所の問題につきまして、先行して今年度実施したいというふうに考えておりますので、それを受けまして、その後防災計画の見直し、もちろん大規模災害の対応も含めまして検討したいというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）
この間の原発事故や、あるいはさまざまな天災、あるいは地震、そういったものというのは、本当に想定外のものというものがたくさんありました。私たちがまだ予期できない、そうしたものもあるかというふうに思いますが、だからこそ、予期できるものに対しては確かな備え、安全を確保していくというのが、私たち重要ではないだろうかというふうに思います。

町民の原発に対する不安は本当に大きいものがあります。原発がなくても電気は足りているし、原発が安上がりということはないと。今こそ、再生可能エネルギーへの転換が求められているし、本町の立場もそうした立場から、再生可能エネルギーへの転換を後押しするような、

住宅の太陽光パネル設置の補助制度の拡充や小水力発電、バイオマス発電の奨励等支援策の構築など、やるべきことはたくさんあるのではないのでしょうか。

いつまでも、原発を容認し続けることは、本町の将来にとっても極めて不利益をもたらすことになるのではないのでしょうか。既に、全国の先進自治体では、風力発電を町が独自で設置をし、その電力を売って、町財政に寄与させている。そうした自治体も生まれておりますし、近隣の自治体でもバイオマス発電の奨励などを行って、町の産業の一つの目玉にするといった動きもあります。

そういう点でいえば、いつまでも原発を容認し続けることは、そうした我々自身の創意やあるいは工夫、そして再生可能エネルギーへの転換という、これは人類史的な課題ということですが、そうした問題に我々がチャレンジしていくことを妨げることにほならないのでしょうか。改めて原子力よりも自然再生エネルギー、原発再稼働には反対ということをして、私の質問は終わりにしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

答弁はいいですか。

3 番（永田 勝美 君）

結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、3番、永田勝美君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

（16時18分 散会）